

# 酒々井町地域防災計画

## 共通編

### 第1章 総則

# 第1章 総則

## 第1節 計画の性格

### 1 計画の目的

酒々井町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、酒々井町防災会議が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定により作成するもので、町域に係る災害対策を実施する際の、町、消防機関、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であることから、住民、自主防災組織及び事業者等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組についても定めるものである。

本計画は、これら各主体の役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機、鉄道などの各種大規模事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本について定めるとともに、これら対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

### 2 計画の位置づけ

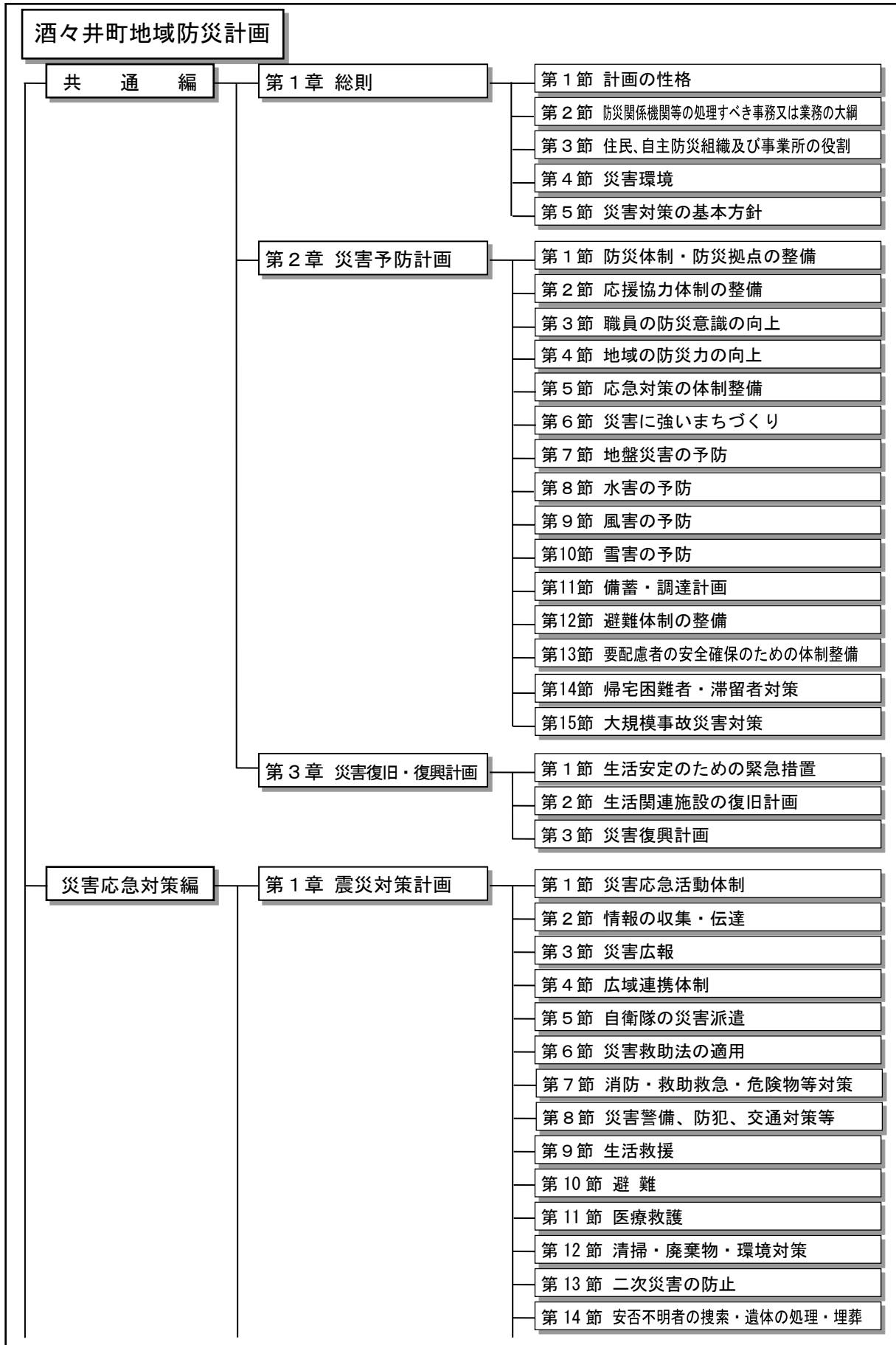
本計画は、国の防災基本計画に基づき、町の地域特性や災害環境に応じた災害対策に関する基本的事項を定める町の計画であり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画及び指定地方行政機関等の定めた防災業務計画等との整合を図るものである。

### 3 計画の構成

本計画は、総則、災害予防計画及び災害復旧・復興計画をまとめた「共通編」、震災対策計画、風水害対策計画、大規模事故災害応急対策計画及び東海地震、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画をまとめた「災害応急対策編」、関連する参考資料をまとめた「資料編」の3編で構成する。

編	章	内容
共通編	総則	計画の概要、災害対策の基本方針等
	災害予防計画	町の防災体制、防災備蓄、避難所の整備等
	災害復旧・復興計画	被災住民等への支援、災害復興計画等
災害応急対策編	震災対策計画	地震災害時の応急対策
	風水害対策計画	浸水被害・土砂災害等発生時の応急対策
	大規模事故災害応急対策計画	大規模火災、危険物等事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故
	東海地震、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	基本方針、各種情報発令時の対応措置、住民の措置
資料編	資料集、様式集	

■酒々井町地域防災計画の構成



資料編	第2章 風水害対策計画	第15節 ライフライン施設等の応急対策
		第16節 学校等における児童生徒の安全対策
		第17節 住宅対策
		第18節 ボランティアへの対応
		第19節 要配慮者への支援
		第20節 帰宅困難者への支援
		第1節 災害応急活動体制
		第2節 情報の収集・伝達
		第3節 水害及び土砂災害対策活動
		第4節 災害広報
		第5節 広域連携体制
		第6節 自衛隊の災害派遣
		第7節 災害救助法の適用
		第8節 消防・救助救急・危険物等対策
		第9節 災害警備、防犯、交通対策等
		第10節 生活救援
		第11節 避難
		第12節 医療救護
		第13節 清掃・廃棄物・環境対策
		第14節 二次災害の防止
第15節 安否不明者の捜索・遺体の処理・埋葬		
第16節 ライフライン施設等の応急対策		
第17節 学校等における児童生徒の安全対策		
第18節 住宅対策		
第19節 ボランティアへの対応		
第20節 要配慮者への支援		
第21節 帰宅困難者への支援		
資料編	第3章 大規模事故災害応急対策計画	第1節 町で懸念される大規模事故災害
		第2節 大規模火災対策計画
		第3節 危険物等災害対策計画
		第4節 航空機事故災害対策計画
		第5節 鉄道事故災害対策計画
		第6節 道路事故災害対策計画
		第7節 放射性物質事故対策計画
資料編	第4章 東海地震、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	第1節 計画の基本方針
		第2節 東海地震に係る対応
		第3節 南海トラフ地震に係る対応
		第4節 住民のとりべき措置
資料編	資料集	様式集

## 4 計画の修正

計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、各対策担当部署及び防災関係機関が所掌する事項について毎年検討を加え、必要があると認められる場合は、計画修正案を酒々井町防災会議に提出し、酒々井町防災会議において修正する。

## 5 計画の習熟及び周知

町及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、訓練等により計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

---

町の災害対策を実施するに当たり、町、県のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務等処理する。

### 1 町

#### (1) 酒々井町

- ① 酒々井町防災会議及び町災害対策本部に関する事。
- ② 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事。
- ③ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関する事。
- ④ 災害の防除と拡大の防止に関する事。
- ⑤ 救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関する事。
- ⑥ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事。
- ⑦ 被災産業に対する融資等の対策に関する事。
- ⑧ 被災町営施設の応急対策に関する事。
- ⑨ 災害時における文教対策に関する事。
- ⑩ 災害対策要員の動員、雇上げに関する事。
- ⑪ 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- ⑫ 被災施設の復旧に関する事。
- ⑬ 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事。
- ⑭ 被災者の避難生活や生活再建支援に関する事。
- ⑮ 災害対策に関する相互応援協力に関する事。
- ⑯ 防災に関する調査研究に関する事。
- ⑰ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関する事。
- ⑱ 避難情報の発令及び誘導に関する事。
- ⑲ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

#### (2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合

- ① 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- ② 消防、その他の応急措置に関する事。
- ③ 災害時の救助、救急及び情報の収集、伝達に関する事。
- ④ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。

### 2 千葉県

- ① 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事。
- ② 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事。
- ③ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関する事。
- ④ 災害の防除と拡大の防止に関する事。
- ⑤ 災害時における防疫その他保健衛生に関する事。

- ⑥ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事。
- ⑦ 被災産業に対する融資等の対策に関する事。
- ⑧ 被災県営施設の応急対策に関する事。
- ⑨ 災害時における文教対策に関する事。
- ⑩ 災害時における社会秩序の維持に関する事。
- ⑪ 災害対策要員の動員、雇上げに関する事。
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- ⑬ 被災施設の復旧に関する事。
- ⑭ 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事。
- ⑮ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事。
- ⑯ 災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）に基づく被災者の救助、保護に関する事。
- ⑰ 被災者の生活再建支援に関する事。
- ⑱ 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事。

### 3 指定地方行政機関

#### (1) 関東管区警察局

- ① 管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事。
- ② 管内各県警察の相互援助の調整に関する事。
- ③ 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関する事。
- ④ 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事。
- ⑤ 津波、噴火警報等の伝達に関する事。

#### (2) 関東総合通信局

- ① 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- ② 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。
- ③ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。
- ④ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。

#### (3) 関東財務局千葉財務事務所

##### ア 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事。

##### イ 融資関係

- ① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事。

- ② 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること。

#### ウ 国有財産関係

- ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。
- ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。
- ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。
- ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。
- ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。
- ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。

#### エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- ① 災害関係の融資に関すること。
- ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること。
- ③ 手形交換、休日営業等に関すること。
- ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。
- ⑤ 営業停止等における対応に関すること。

### (4) 関東信越厚生局

- ① 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
- ② 関係職員の派遣に関すること。
- ③ 関係機関との連絡調整に関すること。

### (5) 千葉労働局

- ① 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- ② 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

### (6) 関東農政局

- ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。
- ② 応急用食料・物資の支援に関すること。
- ③ 食品の需給・価格動向の調査に関すること。
- ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。
- ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。
- ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。
- ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。



- ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。
- ⑨ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。
- ⑩ 被害農業者に対する金融対策に関する事。

## (7) 関東森林管理局

- ① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。
- ② 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

## (8) 関東経済産業局

- ① 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- ② 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- ③ 被災中小企業の振興に関する事。

## (9) 関東東北産業保安監督部

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等危険物等の保安の確保に関する事。

## (10) 関東地方整備局

### ア 災害予防

- ① 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。
- ② 通信施設等の整備に関する事。
- ③ 公共施設等の整備に関する事。
- ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関する事。
- ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。

### イ 災害応急対策

- ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事。
- ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。
- ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。
- ④ 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。
- ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。
- ⑦ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。

### ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図る事。

#### (11) 関東運輸局

- ① 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- ② 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。
- ③ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。
- ④ 災害時における応急海上輸送に関する事。

#### (12) 成田空港事務所

- ① 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。
- ② 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

#### (13) 関東地方測量部

- ① 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。
- ② 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。
- ③ 地殻変動の監視に関する事。

#### (14) 東京管区気象台

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
- ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

#### (15) 北関東防衛局

- ① 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。
- ② 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。

### 4 自衛隊

#### ア 災害派遣の準備

- ① 防災関係資料の基礎調査に関する事。
- ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。
- ③ 防災資材の整備及び点検に関する事。

- ④ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。

#### **イ 災害派遣の実施**

- ① 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。
- ② 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事。

### **5 指定公共機関**

#### **(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社**

- ① 電気通信施設の整備に関する事。
- ② 災害時における緊急通話の取扱いに関する事。
- ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

#### **(2) 日本赤十字社**

- ① 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
- ② 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事。
- ③ 義援金品の募集及び配分に関する事。

#### **(3) 日本放送協会**

- ① 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。
- ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
- ③ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事。
- ④ 被災者の受信対策に関する事。

#### **(4) 東日本高速道路株式会社**

- ① 東日本高速道路の保全に関する事。
- ② 東日本高速道路の災害復旧に関する事。
- ③ 災害時における緊急交通路の確保に関する事。

#### **(5) 成田国際空港株式会社**

- ① 災害時における空港の運用に関する事。

- ② 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。
- ③ 帰宅困難者対策に関すること。

**(6) 東日本旅客鉄道株式会社**

- ① 鉄道施設の保全に関すること。
- ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- ③ 帰宅困難者対策に関すること。

**(7) 日本貨物鉄道株式会社**

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。

**(8) 日本通運株式会社**

災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

**(9) 東京電力パワーグリッド株式会社**

- ① 災害時における電力供給に関すること。
- ② 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

**(10) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社**

- ① 電気通信施設の整備に関すること。
- ② 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

**(11) 日本郵便株式会社**

- ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
  - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
  - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
  - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
  - ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
  - ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

(12) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

災害時における物資の輸送に関すること。

(13) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

災害時における物資の調達・供給確保に関すること。

## 6 指定地方公共機関

(1) 印旛沼土地改良区

- ① 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること。
- ② 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- ③ たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。

(2) 東京ガスネットワーク株式会社、社団法人千葉県LPガス協会

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

(3) 京成電鉄株式会社

- ① 鉄道施設の保全に関すること。
- ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- ③ 帰宅困難者対策に関すること。

(4) 公益社団法人千葉県医師会

- ① 医療及び助産活動に関すること。
- ② 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

(5) 一般社団法人千葉県歯科医師会

- ① 歯科医療活動に関すること。
- ② 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

**(6) 一般社団法人千葉県薬剤師会**

- ① 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- ② 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- ③ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

**(7) 公益社団法人千葉県看護協会**

- ① 医療救護活動に関すること。
- ② 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。

**(8) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム、株式会社広域高速ネット二九六**

- ① 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ③ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。

**(9) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会**

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

**7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者**

**(1) 病院等医療施設**

- ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- ② 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- ③ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- ④ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

**(2) 公益社団法人千葉県柔道整復師会**

- ① 医療活動に関すること。
- ② 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること。

**(3) 社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会**

- ① 救援物資の配分及び避難所での協力に関する事。
- ② その他の災害応急対策、援護資金等に関する事。
- ③ 要配慮者の支援体制の協力に関する事。
- ④ 災害ボランティアに関する事。

**(4) 酒々井町赤十字奉仕団**

被災者に対する炊き出しの協力に関する事。

**(5) 成田市農業協同組合**

- ① 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- ② 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関する事。
- ③ 農作物等災害応急対策の指導及び被災農家に対する融資等のあっせんに関する事。
- ④ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- ⑤ 農産物の需給調整に関する事。

**(6) 酒々井町商工会**

- ① 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- ② 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関する事。

**(7) 佐倉市、酒々井町清掃組合**

災害時における一般廃棄物等の処理に関する事。

**(8) 印旛衛生施設管理組合**

災害時におけるし尿の収集・処理に関する事。

**(9) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合**

災害時における遺体の埋火葬の適正処理に関する事。

## (10) 学校法人

- ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- ② 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事。
- ③ 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事。
- ④ 被災施設の災害復旧に関する事。

## (11) 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

## (12) 社会福祉施設

- ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- ② 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。

## (13) 危険物取扱施設等の管理者

- ① 安全管理の徹底に関する事。
- ② 防護施設の整備に関する事。
- ③ 災害時における防災活動に関する事。



## 第3節 住民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、住民一人一人が、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの命は自ら守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

住民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害時には町及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

### 1 住民の果たす役割（自助）

住民が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、「自助」の考えに基づき、平常時に実施する事項及び災害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

#### ■平常時に実施する事項

- 防災に関する知識の習得
- 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 防災用品、非常持出品及び感染症対策品の準備
- 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄（最低3日分）
- 避難所・避難場所、避難路の確認
- 家屋の耐震化の促進
- 家具・大型家電等の転倒防止及びガラスの飛散防止対策
- ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 町や県の実施する防災訓練への参加
- 自治会、自主防災組織の実施する防災訓練への参加
- 近隣居住者や地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。

#### ■災害時に実施する事項

- 正確な情報の把握及び近隣居住者への声かけ
- 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- 適切な避難の実施
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

## 2 自主防災組織の果たす役割（共助）

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、「共助」の考えに基づき、平常時に実施する事項並びに災害時に実施すべき事項は、次のとおりである。

### ■平常時に実施する事項

- 防災に関する知識の普及、啓発
- 避難所・避難場所、避難路の確認
- 地区防災計画の作成
- 地域内の要配慮者の把握・個別避難計画の作成推進
- 消火訓練の実施
- 避難誘導訓練の実施
- 救援救護訓練の実施
- 診療所・医療機関等との連携
- 防災資機材の備蓄、管理

### ■災害時に実施する事項

- 防災組織の組織編成及び任務分担の確認
- 火災の初期消火、町災害対策本部との連絡調整
- 地域住民の避難誘導、被災者の確認
- 要配慮者の安否確認、避難誘導及び安全確保
- 負傷者の救護、医療機関との連携
- 避難所開設への協力
- 避難所の運営
- 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 救援物資の受け入れ、配分
- 食料、飲料水の調達、配分
- 被災者に対する炊き出し
- 町や県の実施する被害状況調査等の災害対策への協力

## 3 事業所等の果たす役割

町内で活動する事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、従業員等の施設待機、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所等の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

また、事業所等は、各事業所等が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

### ■ 平常時に実施する事項

- 防災責任者の育成
- 建築物の耐震化等による安全性の確保
- 建築物の風水害対策
- 施設、設備の安全管理
- 防災訓練等の実施
- 従業員に対する防災知識の普及
- 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成
- 防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- 地域防災活動への参加、協力
- 企業の持つ人的・物的資源（避難場所、救助活動用の資機材等）の活用方法の検討
- 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- 広告、外装材等の落下防止
- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

### ■ 災害時に実施する事項

- 正確な情報の把握及び従業員への伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の避難誘導、安全の確保
- 応急救助・救護
- ボランティア活動への支援
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

## 第4節 災害環境

### 1 位置

町は、房総半島の北部にあって、北総台地のほぼ中央に位置し、北を成田市、東を八街市・富里市、南及び西は佐倉市に、北西部は印旛沼をはさんで印西市に接している。

#### ■町の地勢

極 東	東経 140° 18′
極 西	〃 140° 14′
極 南	北緯 35° 41′
極 北	〃 35° 45′
大きさ	南北 6.2km
	東西 4.2km
面積	19.01km <sup>2</sup>

### 2 自然環境

#### (1) 地 形

町の地形は、下総台地とこれを刻む樹枝状の谷（谷津）、印旛沼周辺の低地及び人工地形によって構成されている。

低地(谷津)は、町の北部では北側から北西に開き、印旛沼に向かっている。町の南部の谷は高崎川となり、富里市から町域を横切って西へ流れ、谷津の水田等を形成しながら、佐倉市を経て印旛沼に注いでいる。印旛沼に続く町の北西部は、干拓地で作られた水田となっており、台地との境である京成酒々井駅付近に自然堤防が形成されている。町の中心部であるJR酒々井駅周辺には、もとの地形を改変して住宅団地等が形成されている。

標高は、0.3メートル(印旛沼に続く低地水田)から38メートル(台地部分：飯積地区)であり、台地と低地の境には斜面が分布し、これらの一部は急傾斜地のために、風雨、地震等の影響を受けやすい箇所となっている。

#### (2) 地 質

下総台地の地質は、上位には関東ローム層とよばれる関東周辺の火山灰が堆積し、その下位には、常総粘土層、成田層から構成される。成田層は、砂や砂利から形成され、貝殻の化石や生物活動の痕跡が認められる。

低地には、未固結の砂、シルト、粘土が堆積している。

#### (3) 気 象

町の最寄りの気象観測所である成田観測所及び佐倉観測所において観測された降水量及び風向・風速の観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【アメダス成田観測所】観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	215.5 (2013/10/16)	193 (2019/10/25)	190 (2006/10/6)	183 (2004/10/9)	151.5 (2019/9/9)	1976/1 2020/1
日最大10分間 降水量(mm)	21.0 (2019/10/25)	19.5 (2015/8/14)	19.0 (2013/8/21)	18.5 (2015/9/6)	16.5 (2014/6/24)	2009/1 2020/1
日最大1時間 降水量(mm)	72.0 (2008/8/5)	56.5 (2016/8/17)	56.5 (2016/8/16)	55.5 (2010/11/1)	52.5 (2013/8/21)	1976/1 2020/1
日最大 風速・風向 (m/s)	29.6 南南東 (2019/9/9)	23.7 南東 (2016/8/22)	23.5 北北西 (2013/10/16)	21.2 南南東 (2019/10/12)	21 南南西 (2004/12/5)	2003/1 2020/1
日最大瞬間 風速・風向 (m/s)	45.8 南南東 (2019/9/9)	36.0 南東 (2016/8/22)	32.9 南 (2018/10/1)	30.9 南東 (2019/10/12)	30.9 南南東 (2017/10/23)	2009/1 2020/1

※ 成田観測所（成田市古込字込前（北緯：35度45.8分 東経：140度23.1分 標高：41m）

■【アメダス佐倉観測所】観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	248 (2019/10/25)	243 (1996/9/22)	226.5 (2013/10/16)	209 (2001/10/10)	203 (1991/9/19)	1976/1 2020/1
日最大10分間 降水量(mm)	23.0 (2009/8/10)	20.5 (2015/6/23)	19.0 (2018/7/12)	17.5 (2016/8/24)	16.5 (2016/8/2)	2008/12 2020/1
日最大1時間 降水量(mm)	68.5 (2015/6/23)	65.5 (2009/8/10)	54.5 (2016/8/24)	54 (2019/10/25)	50 (1993/11/14)	1976/1 2020/1
日最大 風速・風向 (m/s)	19 南南西 (1991/9/28)	19 南西 (1985/7/1)	18.3 南南西 (2018/10/1)	18.2 北北東 (2013/10/16)	18 南 (2019/10/12)	1978/12 2020/1
日最大瞬間 風速・風向 (m/s)	33.9 東南東 (2019/9/9)	32.6 南南西 (2016/8/22)	31.4 南南西 (2018/10/1)	31.1 南 (2019/10/12)	28.8 北北東 (2013/10/16)	2008/12 2020/1

※ 佐倉観測所（佐倉市角来字屋敷（北緯：35度43.7分 東経：140度12.7分 標高：5m）

### 3 社会環境

#### (1) 人口

##### ア 人口、世帯数の推移（令和2年国勢調査）

町の人口及び世帯数は、令和2年10月1日現在、20,745人、9,375世帯である。

人口の推移は、昭和40年から増加し平成7年に20,019人と2万人の大台を超えた後、平成12年に減少したが、ふじき野地区の住宅開発などにより平成17年には再び増加し、21,385人となった。しかし、その後令和2年まで減少傾向が続いている。

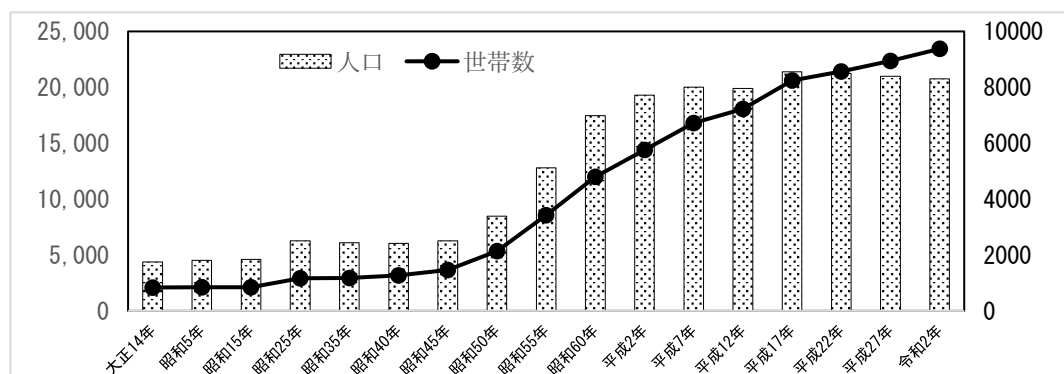
それに対し、世帯数は令和2年に至るまで一貫して増加傾向を示している。

##### ■人口、世帯数の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]

人口（人）

世帯数（世帯）



## イ 年齢別人口（住民基本台帳）

町の年齢別人口は、次のとおり。

令和3年4月1日現在、年少人口は2,014人でその割合は9.8パーセント、生産年齢人口は11,806人でその割合は57.5パーセント、老年人口は6,708人でその割合は32.7パーセントであり、人口の約3人に1人が65歳以上となっている。

また、災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の人口は、3,267人でその割合は15.9パーセントとなっている。

### ■年齢別人口

[住民基本台帳 令和3年4月1日現在]

区 分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	2,014	9.8	999	1,015
生産年齢人口	15～64歳	11,806	57.5	6,132	5,674
老年人口	65歳以上	6,708	32.7	3,070	3,638
	(75歳以上)	3,267	15.9	1,487	1,780
合 計		20,528	100	10,201	10,327

## ウ 町内外への就業・通学者数

首都圏において昼間の時間帯に大規模な地震が発生した場合、町から町外へ従業・通学する者は、従業地・通学地で帰宅困難になる可能性があり、同様に、町外から町に従業・通学する者は、町において滞留者になる可能性がある。

### ① 町から町外への就業・通学者数

平成27年の国勢調査によると、町から町外への就業者及び通学者の総数は7,837人で、うち県内が6,613人、県外へは1,184人となっている。県内市町村の内、最も多いのは成田市で2,125人、以下順に佐倉市の1,100人、千葉市の885人となっている。県外に従業・通学する者の場合、その多くが都内への就業者及び通学者で1,028人となっている。

### ■町からの就業・通学者数（15歳以上）

[平成27年10月1日現在]

区 分	計	就業者	通学者
酒々井町に常住する就業者・通学者	10,590	9,480	1,110
酒々井町で従業・通学	2,441	2,220	221
他市区町村で従業・通学	7,837	6,980	857
県 内	6,613	5,901	712
成田市	2,125	2,030	95
佐倉市	1,100	1,038	62
千葉市	885	771	114
印西市	446	255	191
富里市	425	408	17
八千代市	229	177	52
八街市	226	206	20
船橋市	224	213	11
その他	953	803	150
県 外	1,184	1,043	141
東京都	1,028	908	120
神奈川県	56	46	10
茨城県	43	42	1
その他	57	47	10

注) 従業地・通学地「不詳」312人 資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

## ② 町外から町への就業・通学者数

平成 27 年の国勢調査によると、町外から町への就業者及び通学者の総数は 4,391 人で、うち県内からが 4,210 人、県外からは 181 人となっている。

県内から町への就業者及び通学者のうち、最も多いのは八街市からで 812 人、以下順に佐倉市の 750 人、成田市の 699 人、富里市の 458 人となっている。

■町への就業・通学者数（15 歳以上）

[平成 27 年 10 月 1 日現在]

区 分	計	就業者	通学者
酒々井町で従業・通学する者	7,184	6,144	1,040
酒々井町に常住	2,441	2,220	221
他市区町村に常住	4,391	3,608	783
県 内	4,210	3,465	745
八街市	812	777	35
佐倉市	750	629	121
成田市	699	559	140
富里市	458	402	56
千葉市	246	177	69
印西市	219	160	59
その他	1,026	761	265
県 外	181	143	38

注) 従業地・通学地「不詳・外国」で当地に常住している者 352 人  
資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

## (2) 建 物

建築基準法は、昭和 46 年に十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和 56 年に宮城県沖地震（昭和 53 年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、震度 6 強から震度 7 程度の揺れに対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標として耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震基準の有効性は、平成 7 年に発生し震度 7 の激震が適用された阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、昭和 56 年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。その後、平成 12 年にも建築基準法が改正され、部材接合部の金具や壁のバランスよい配置などに関する規定を追加して耐震基準（新・新耐震基準）が強化された。

しかし、同一地震、同一地域で震度 7 の揺れを 2 回記録した平成 28 年熊本地震では、新・新耐震基準を満足している建物でも全壊している。同法の耐震基準は、震度 6 強から震度 7 の揺れでも倒壊しない水準を求めているが、強い揺れに 2 度襲われることを想定していなかった。そのため、平成 28 年熊本地震の教訓を受け、国（国土交通省）では、建築基準のあり方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策について検討を行っている。

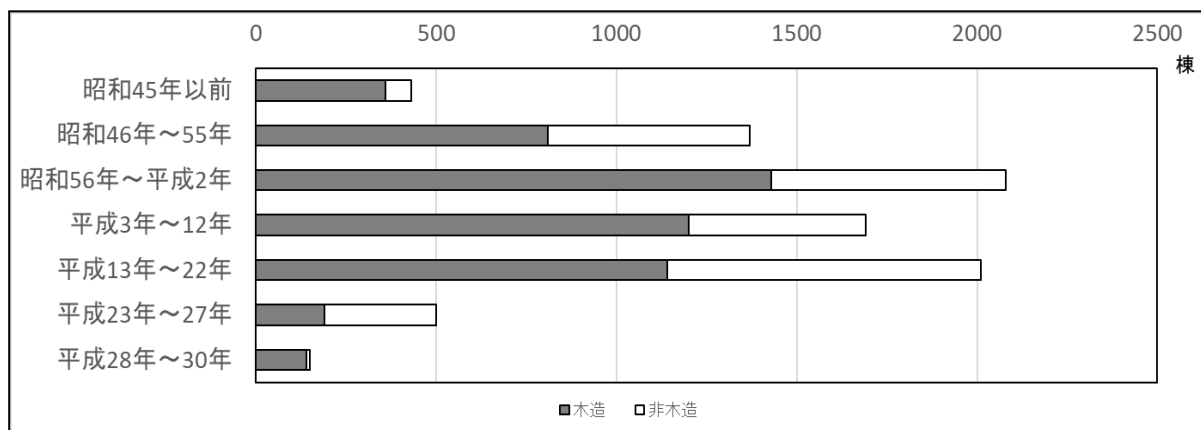
町の住宅戸数は、平成 30 年 10 月 1 日現在、全部で 8,260 戸（建築の時期「不詳」を含む。）あり、昭和 55 年以前に建築された住宅は 1,800 戸で全体の約 21.7 パーセントを占めている。なかでも昭和 45 年以前に建築された住宅は 430 戸で全体の約 5.2 パーセントとなっている。

町の住宅について、建築時期別、構造別に集計した結果を次に示す。

なお、耐震性能不足が懸念される建物は、昭和 55 年以前に建築されたものである。

## ■建築時期別、建物構造別住宅棟数

[平成30年10月1日現在]



資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

### (3) 土地利用

町の面積は、1,901ヘクタールであり、このうち市街化区域は367ヘクタール、市街化調整区域は1,534ヘクタールである。土地利用で最も広い面積を占めるのはその他で406.4ヘクタール、次いで、山林の359.9ヘクタール、田の333.6ヘクタール、宅地の303.8ヘクタール、畑の243.2ヘクタールとなっている。

※まちづくり課、税務住民課「令和元年度税務概要」による。



## (4) 交通

町は、県東部、千葉市、東京方面にアクセスしやすい交通の要衝である。

成田国際空港の10キロメートル圏内に位置し、鉄道は、3線4駅、JR酒々井駅（成田線）、JR南酒々井駅（総武本線）、京成酒々井駅、京成宗吾参道駅があり、道路も国道51号、296号が交差しているほか、県道が3路線、さらに東関東自動車道が町南部地域を通過しており、平成25年には酒々井インターチェンジが開設された。

## (5) ライフライン

上水道の普及率は、93.8パーセント（令和2年度）、下水道の普及率は93.6パーセントでそのうち水洗化率は97.4パーセントとなっている（令和2年度）。ガスは東京ガスネットワーク株式会社及びプロパンガス事業者、電力は東京電力パワーグリッド株式会社等により供給されている。

# 4 既往災害

## (1) 地震

### ア 町の地震災害履歴

これまでに町に影響を及ぼした地震は、関東地震(1923年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)が挙げられる。

#### ■町に影響を及ぼした地震

発 生 年月日	地震名	マグニチュード	町の震度	最大震度	酒々井町の 被害の記録
1923年 9月1日	関東地震	7.9	5	6（被害状況から震度7相当）	なし
1987年 12月17日	千葉県東方沖地震	5.7	5	5	なし
2005年 4月11日	千葉県北東部地震	6.1	4	5強	なし
2005年 7月23日	千葉県北西部地震	6.0	3	5強	なし
2011年 3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0※	5弱	7	次項目「イ」に詳述

※ モーメントマグニチュード（周期が数十秒以上の長周期の地震波とその波の形を使って推定するマグニチュード）による。その他の地震は、気象庁マグニチュード（周期数秒程度以下の地震波の最大振幅を使って推定するマグニチュード）で表している。

### イ 町の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、建物全壊799棟、半壊9,810棟などの被害が発生した（消防庁による。平成24年1月11日現在）。町では、震度5弱の揺れを記録し、

建物等に被害が発生した。

また、福島第一原子力発電所事故により放射性物質が大気中に放出され、千葉県においても広域放射能汚染が発生したため、町は、佐倉市八街市酒々井町消防組合の協力により、小中学校、保育園、公園など公共施設の空間線量率の測定調査を継続して行っている。

■東日本大震災での町の被害

[平成 24 年 3 月末現在]

被害項目	被害内容
人的被害	なし
火 災	1 件（落下物の焼損）
住家被害	全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 249 棟
その他（塀、灯籠倒壊等）	13 件
がけ崩れ（宅地関係）	2 か所
道路被害	22 か所（全面通行止め 0 か所、片側通行止め 11 か所）
公園被害	2 か所
公共施設被害	7 か所
ライフライン被害	水道 8 か所、電気なし

(2) 風水害

町では、小河川の周辺で宅地化が進み、内水氾濫による被害が局所的に発生している。また、近年繰り返される台風等により、局所的な河川の氾濫が発生している。

■町で発生した風水害

年月日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況
平成 3 年 9 月 7～10 日	台風第 15 号	200mm <sup>※1</sup>	47mm <sup>※1</sup>	・京成酒々井駅北西の中川の溢水により床上浸水 15 棟（中川地区） ・江川の溢水により水田、道路（町道）の冠水
平成 3 年 9 月 19 日	台風第 18 号	203mm <sup>※2</sup>	43mm <sup>※2</sup>	・高崎川の溢水により床下浸水 2 棟（下谷上り地区）
平成 8 年 9 月 22 日	豪 雨	243mm <sup>※2</sup>	36mm <sup>※2</sup>	・県道宗吾酒々井線の路肩決壊
平成 13 年 10 月 10 日	台風第 15 号	186mm <sup>※1</sup>	41mm <sup>※1</sup>	・床下浸水 9 戸
平成 16 年 9 月 4 日	豪 雨	186mm <sup>※1</sup>	77mm <sup>※1</sup>	・中川の溢水により床上浸水 26 棟 21 世帯、床下浸水 28 棟、道路の冠水
平成 16 年 10 月 8～9 日	台風第 22 号、 前線	186.5mm <sup>※1</sup>	34mm <sup>※1</sup>	・床上浸水 1 棟 ・一部損壊 1 棟
平成 25 年 10 月 15～16 日	台風第 26 号	301.5mm <sup>※1</sup>	49.5mm <sup>※1</sup>	・床上浸水 4 棟、道路の冠水、道路の路肩決壊
令和元年 9 月 9～10 日	台風 15 号	135.5mm <sup>※2</sup>	43.5mm <sup>※2</sup>	・災害救助法が適用される程の被害規模 ・全壊 1 棟、半壊 9 棟、一部損壊 371 棟（令和 2 年 1 月末時点）
令和元年 10 月 12～13 日	台風 19 号	131mm <sup>※2</sup>	20mm <sup>※2</sup>	・床上浸水 3 件、床下浸水 12 件、冠水による通行止め 6 か所 ・がけ・道路法面崩れ 25 か所（町道は 13 か所、通行止め 4 か所）
令和元年 10 月 25 日	豪 雨	248mm <sup>※2</sup>	54mm <sup>※2</sup>	・中川：JR 成田線付近の上流部及び下流部で氾濫 ・高崎川、江川、馬橋川の各河川で氾濫

※1 雨量の値は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所酒々井出張所内の雨量計に基づく。

※2 雨量の値は、アメダス佐倉観測所に基づく。

## 5 災害想定

これまで計画では、東京湾北部地震を計画の前提条件としていたが、平成 25 年の内閣府の首都直下地震モデル検討会において、プレート境界を震源とする東京湾北部地震は、発生確率が低いと推定される地震として位置づけられた。

千葉県は、平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査（平成 28 年 3 月）（以下「千葉県地震被害想定調査」という。）において、これまでの東京湾北部地震に代え、プレート内を震源とする千葉県北西部直下地震を防災・減災対策の主眼として位置づけていることから、計画においても千葉県北西部直下地震を災害対策の主眼に位置づける。

地震想定の詳細は、次のとおりである。なお、千葉県地震被害想定調査において、町は津波浸水範囲外となっている。

### ■地震想定の詳細

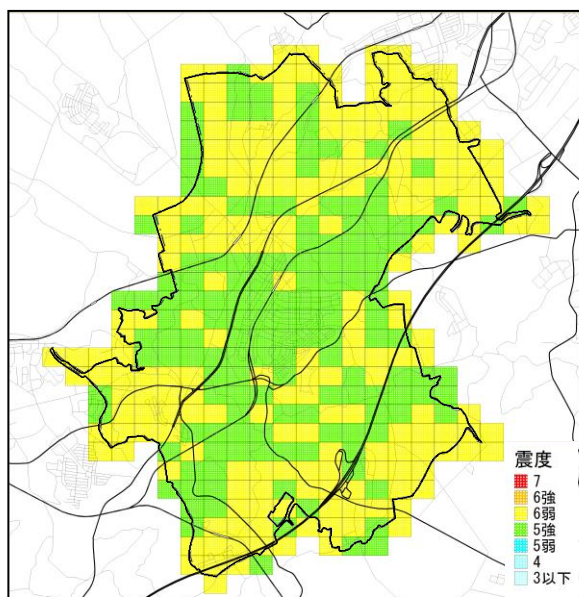
地震想定	タイプ	マグニチュード (Mw)	30 年以内発生確率	概要
千葉県北西部直下地震	プレート内	7.3	70%	千葉県で防災・減災対策の主眼に置く地震
東京湾北部地震	プレート境界	7.3	低い※	平成 19 年度の千葉県地震被害想定調査で対象とした地震

※内閣府の首都直下地震モデル検討会において、東京湾北部地震を想定した領域は、大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されたことによる。

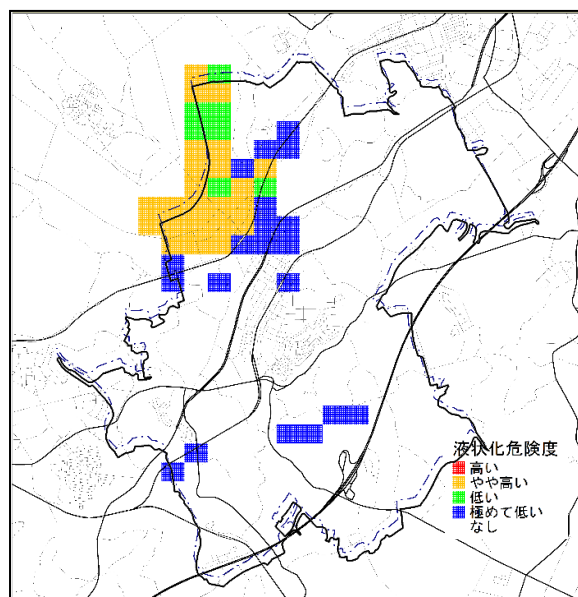
## (1) 地震

### ア 震度・液状化予測

千葉県北西部直下地震の想定結果によれば、町の震度は、震度 5 強～震度 6 弱と予測された。震度 6 弱の範囲は、印旛沼沿いの低地・干拓地や谷底平野等の広い範囲に見られる。また、印旛沼沿いの低地・干拓地で液状化の危険度が高いと予測されている。



〈震度予測図〉



〈液状化危険度予測図〉

## イ 被害の予測

千葉県北西部直下地震で想定される町の被害(冬の18時、風速毎秒8メートル)は、次のとおりである。

なお、被害は、季節、時刻及び気象条件によって変わること留意する必要がある。

### ■酒々井町の地震被害想定結果(千葉県北西部直下地震)

大項目	中項目	小項目	単位	想定結果
地震動	震度階級	5弱の面積率	(%)	0.0
		5強の面積率	(%)	41.8
		6弱の面積率	(%)	58.2
		6強の面積率	(%)	0.0
建物被害	全壊・焼失棟数	揺れ	(棟)	3
		液状化	(棟)	1
		急傾斜地	(棟)	0
		火災	(棟)	0
		計	(棟)	4
	半壊	揺れ	(棟)	119
		液状化	(棟)	9
		急傾斜地	(棟)	1
		計	(棟)	129
		死者数		(人)
人的被害	負傷者数	重傷者数	(人)	—
		軽傷者数	(人)	約10
ライフライン被害	上水道被害	機能支障人口	(人)	約4,800
		機能支障率	(%)	23
	下水道被害	直接的な影響人口	(人)	約350
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	0
	LPガス被害	機能支障	(戸)	約60
		機能支障率	(%)	1
震災廃棄物		総量	(t)	約520
生活支障	避難者数(1日後)	全避難者数	(人)	約40
		避難所避難者数	(人)	約20
		避難所外避難者数	(人)	約10
	避難者数(2週間後)	全避難者数	(人)	約770
		避難所避難者数	(人)	約310
		避難所外避難者数	(人)	約460
	帰宅困難者	県内での帰宅困難者数	(人)	約1,700
		県外での帰宅困難者数	(人)	約1,950
	エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	—

## ウ 震度階級に関する留意事項

千葉県北西部直下地震による町内の最大震度は6弱である一方で、防災基本計画(平成23年12月27日中央防災会議)では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進することとされている。

千葉県地震被害想定調査においても、県内のどこでも起こりうる直下地震として、プレート内と地殻内でマグニチュード7程度の地震の発生を想定した震度予測を実施し、最大震度6強となる市町村もあることから、震度6強にも対応する計画とする。

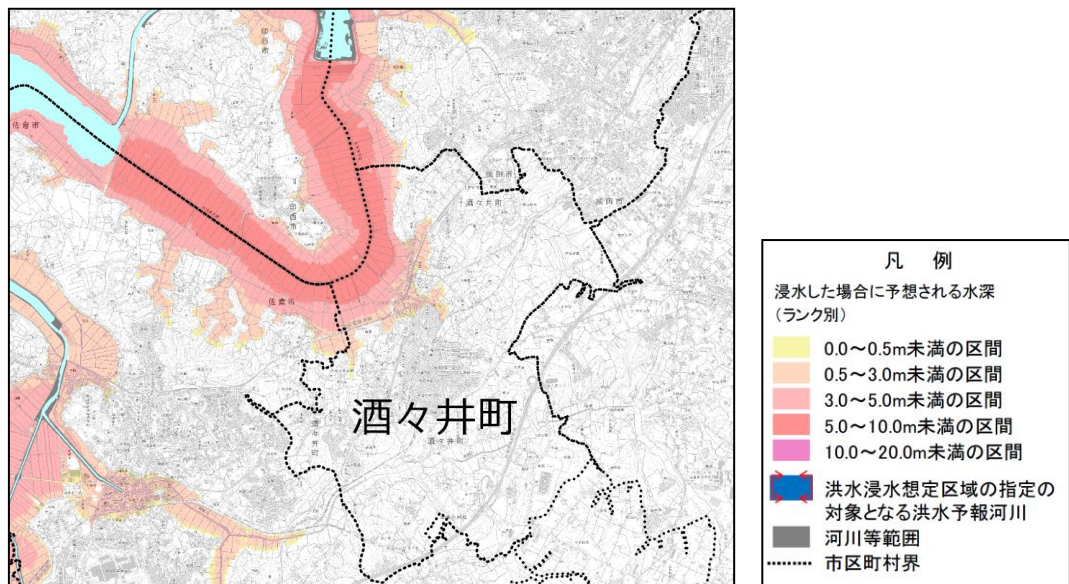
## (2) 風水害

国土交通省及び千葉県は、想定最大規模の利根川水系洪水浸水想定区域図を発表しており、町は、令和4年3月に、それぞれに基づき洪水ハザードマップの作成している。  
浸水想定条件等は、次のとおりである。

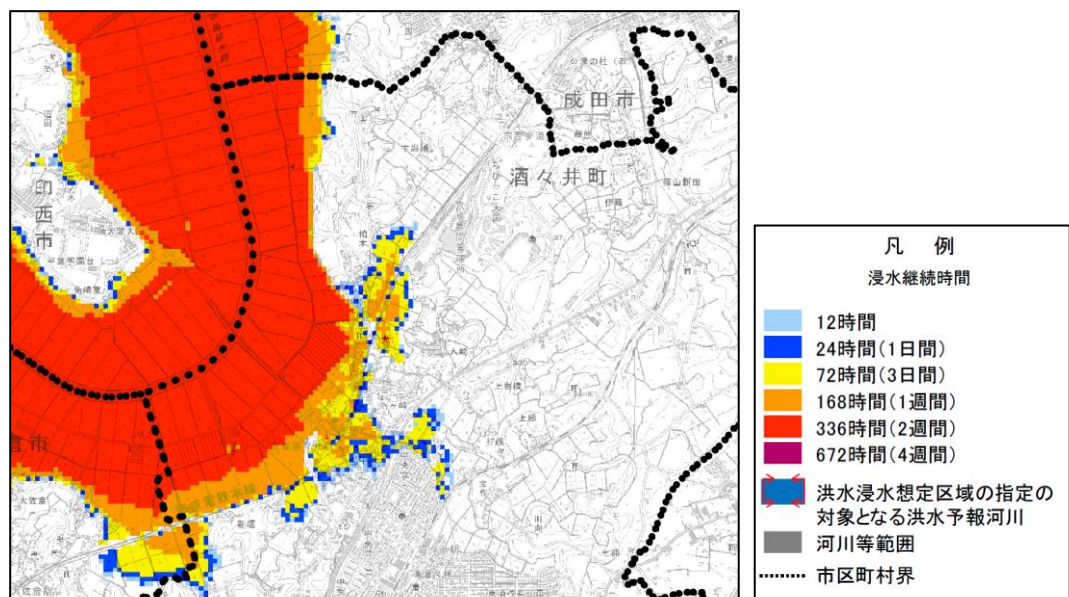
### ■利根川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
利根川	利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所	平成29年 7月20日	国土交通省 関東地方整備局 告示第213号	利根川流域、 八斗島上流域 の72時間総雨量 491mm

### ■利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



### ■利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

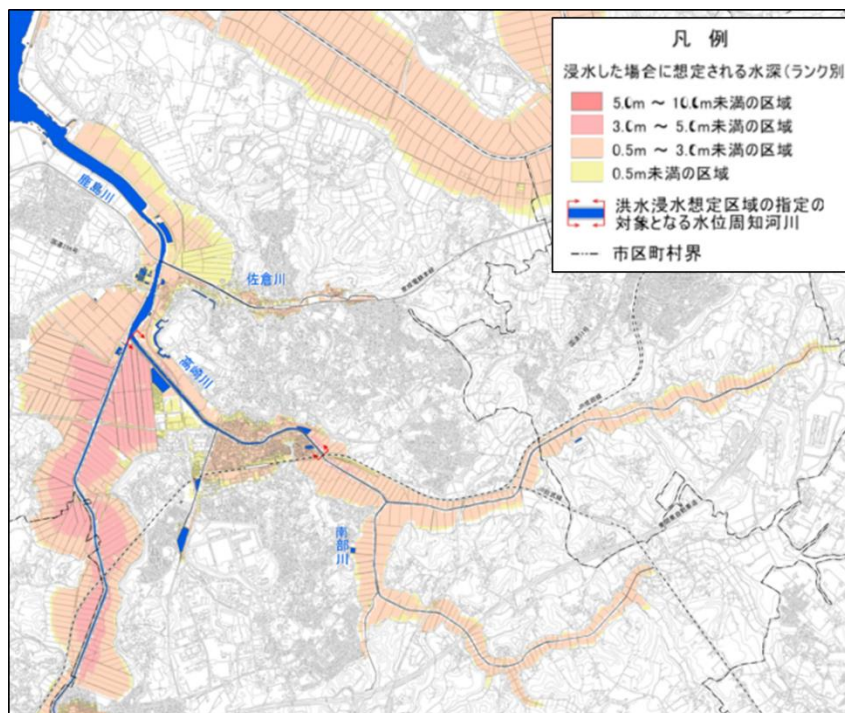




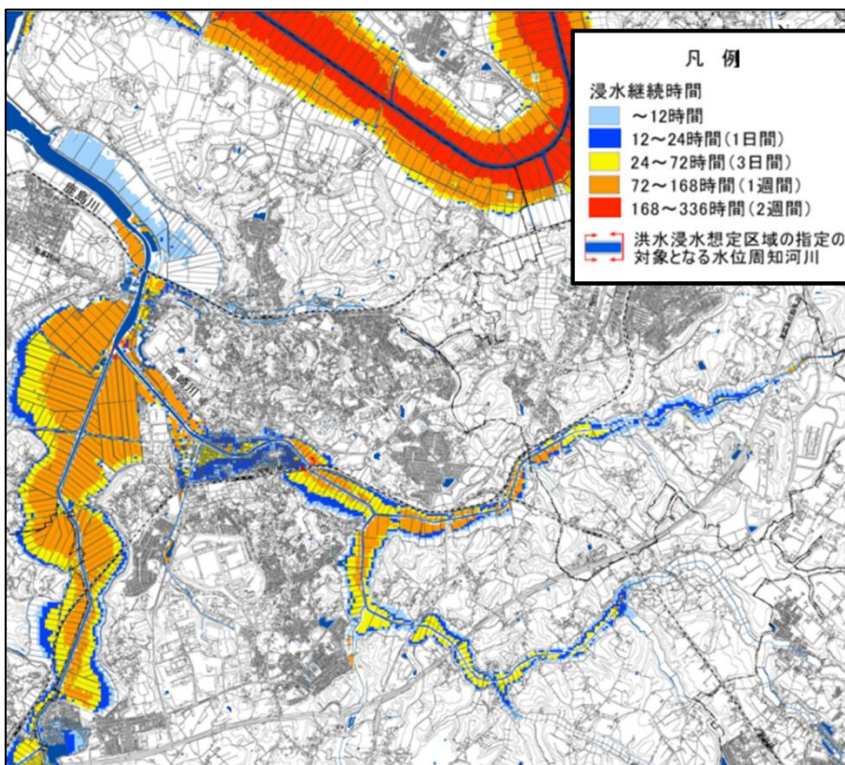
■高崎川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定年月日	文書番号	指定の前提となる降雨
高崎川	利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)	千葉県河川環境課	令和2年5月28日	河環第213号	高崎川流域、24時間総雨量668.7mm

■高崎川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



■高崎川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



### (3) 土砂災害

町においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づいて、45箇所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定・告示されている。これらの区域は、いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。

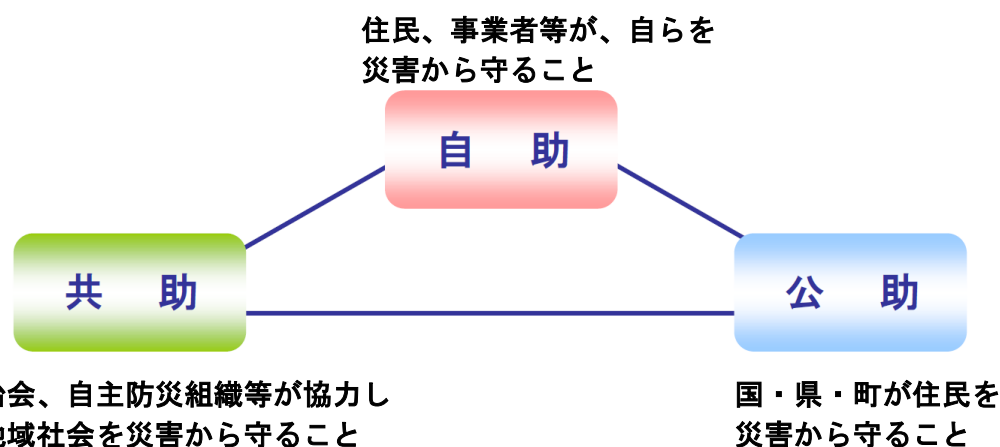
## 第5節 災害対策の基本方針

計画の上位計画である国の防災基本計画、県の千葉県地域防災計画及び東日本大震災をはじめとする大規模災害における教訓などを参考に、酒々井町地域防災計画の基本方針を次のように定める。

### 1 自助・共助・公助による被害の軽減

災害対策の第一線に立つ町は、大規模災害が発生した場合、防災情報の収集・伝達、人命救助・医療救護、火災の消火及び避難活動等を、迅速かつ広範囲に同時並行的に求められるが、これら災害対策を行政のみで対応することは困難と考えられる。

そのため、町や防災関係機関の行う公助に加え、住民・事業所等による自助、自治会・自主防災組織等による共助が連携して災害対策を行うことにより被害の軽減を図る。



### 2 庁内体制の強化

過去の災害では、資源（人、物、情報等）が制約を受け、初動対応が遅れたため、被害が拡大する場面・状況が見受けられた。特に、「人」は、災害応急対策の意思決定や業務遂行において重要であり、体制を強化することが重要である。

町は、災害応急対策における責務や役割の周知、定期的な防災教育や防災訓練を実施するとともに、各課は、計画の事務分掌に基づきマニュアルの作成に努める。一方で、町単独の災害応急対策が困難な場合を想定し、各課で、防災関係機関等との協定締結や訓練等を実施し、連携を強化する。

### 3 地域防災力の向上

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより下敷きになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながりが大きく貢献していた。

町においても、住民は、「自らの命は自ら守る」とする自助の考え方の重要性を認識し、住民一人ひとりが平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動し、災害に対する備えを十分に講じるとともに、町は、住民の取組の支援に努める。



大規模災害では、市町村域を超えた広い範囲の被災が想定されるため、近隣の自治体や関係団体等からの支援が受けられないことが考えられる。したがって、応急職員派遣制度等により自治体と連携を図るとともに、事業所等と災害時応援協定を締結する等、物資確保や要員の受援体制を構築する。

自治会、自主防災組織等は、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった共助の考え方の重要性を認識し、防災意識の広報・啓発、防災訓練、要配慮者への支援を推進するとともに、町は、自治会、自主防災組織等の取組の支援や人材育成に努める。

## 4 要配慮者への支援

高齢者（特に、一人暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者（児）、聴覚・言語障害者（児）、肢体不自由者（児）、内臓機能障害などの内部障害者（児）、知的障害者（児）、発達障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人及び旅行者等で特に配慮を要する者などの配慮者（以下「要配慮者」という。）は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

このため、町は、要配慮者に対して、確実に災害時の安否確認、避難支援及び避難生活ができるよう、事前に「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱（平成 24 年 3 月 15 日酒々井町告示第 19 号）に基づき、避難行動要支援者名簿の登録を呼びかけ、個別避難計画を作成して体制を整備するとともに、要配慮者への支援を行う民生委員児童委員、自治会、自主防災組織等と連携した地域の支援体制の確立を図る。

## 5 男女共同参画の視点

町は、「男女が互いを認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる酒々井町」を目指して酒々井町男女共同参画計画（平成 30 年 3 月）を策定した。

災害対策においても東日本大震災等の大規模災害の教訓として、避難所等の共同生活における女性への配慮の不足、女性に係わる相談窓口の不足等、男女共同参画の視点が十分でない状況が見受けられた。

町は、災害時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、災害対策に関する計画・方針決定過程及び避難訓練等の防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえた応急対策活動を推進する。

## 6 広域連携体制の構築

大規模災害では、市町村域を超えた広い範囲の被災が想定されるため、近隣の自治体や関係団体等からの支援が受けられないことが考えられる。したがって、応急職員派遣制度等により自治体と連携を図るとともに、事業所等と災害時応援協定を締結する等、物資確保や要員の受援体制を構築する。

中央防災会議が想定している最も切迫性の高い（30年間に70パーセントの確率で発生）首都直下のマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、首都圏における被害は、全壊及び焼失棟数が約610,000棟、死者数が約23,000人と予測されている（首都直下地震の被

害想定と対策について（最終報告）（平成 25 年 12 月。中央防災会議）。

こうしたことから、首都圏に大きな被害をもたらす首都直下地震が発生した場合、町は、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な応援を行う。

# 酒々井町地域防災計画

## 共通編

### 第2章 災害予防計画

# 第2章 災害予防計画

## 第1節 防災体制・防災拠点の整備

町は、夜間・休日等の勤務時間外に大規模災害が発生し、通信の混乱等により職員間の連絡が途絶した場合であっても、定められた参集基準に基づき、職員が自身の判断で自主参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むことのできる初動活動体制を整備する。

項目	担当
1 初動体制の整備	各課
2 町の防災拠点の整備	総務課、各課
3 情報収集体制の確立	総務課、各課
4 災害対策本部活動体制の整備	総務課、各課
5 調査・研究	総務課

### 1 初動活動体制の整備

災害発生初動期において、迅速かつ円滑な災害対応を実施するため、初動活動体制を整備する。

#### (1) 職員の参集体制

災害時は、職員はあらかじめ定められた配備体制、又は所属長の指示により参集する。

#### (2) 執務環境の整備

##### ア 本部室の整備

町域で震度5弱以上の地震を観測した場合、風水害等により災害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、災害対策本部を原則役場分庁舎2階多目的室に設置する。2階多目的室には、ホワイトボード、地図、電話回線及びモニター等の必要設備を準備する。

##### イ 各執務室の整備

各課は、町役場庁舎等の職員執務室の書棚やロッカー等の転倒、ガラスの飛散及び各種機器の転倒を防止する。

##### ウ 災害対策本部の代替施設の整備

役場分庁舎が大規模災害により被災し、災害対策本部を設置できなくなった場合を想定し、事前に災害対策本部の代替施設を選定する。

代替施設は、保健センター集団指導室とし、災害対策本部としての機能の整備を図る。

## エ 代替機能の確保

発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源の確保、簡易トイレ等の物資の備蓄を充実させる。

## オ 災害対策要員（職員）用食料、飲料水

総務課は、災害時に災害対応業務を行う職員のため、食料、飲料水及び備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備える。

### (3) 受援計画の策定

各課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を定め、酒々井町災害時応援受援計画に基づき、受援体制を確立する。

### (4) 業務継続計画（BCP）の更新

災害時であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、酒々井町業務継続計画（自然災害編）により、業務の継続性を確保する。

総務課は、業務継続計画を継続的に更新し、平常時から各課・班の業務の継続性を確保できるように努める。

#### ■業務継続計画に特に重要な6要素

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li><li>② 本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</li><li>③ 電気、水及び食料等の確保</li><li>④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li><li>⑤ 重要な行政データのバックアップ</li><li>⑥ 非常時優先業務の整理</li></ol> |
|--|

## 2 町の防災拠点の整備

各課は、総務課と連携して、災害対策本部設置施設以外にも、所管する公共施設等から災害時に食料・物資集配拠点等の防災拠点として使用する施設をあらかじめ選定し、耐震性の強化、物資の備蓄、非常用電源設備の整備等を促進する。

また、県等からプッシュ型支援が行われる場合を想定し、受援体制の整備を図る。

■防災拠点設置予定場所

種 類		設置場所	備 考
本 部	災害対策本部	分庁舎 2階第 2 多目的室 代替施設：保健センター集団指導室	—
避 難	指定緊急避難場所	【資料 4-3】『避難施設一覧』	—
	指定避難所	【資料 4-3】『避難施設一覧』	—
	福祉避難所	エコトピア酒々井	必要により、開設を要請
	帰宅困難者支援一時滞在施設	プリミエール酒々井（文化ホール）	多数の場合は、学校等を調整
活 動 隊	消防・自衛隊集結地	酒々井総合公園（野球場及び周辺）	—
	相互応援市町村の詰所	西庁舎 2階会議室、生涯生活センター	—
	臨時ヘリポート	酒々井小学校、大室台小学校、酒々井中学校、東京学館高校野球場、中央公園、酒々井総合公園球技場、墨スポーツ広場	他の防災拠点と競合するヘリポートは、使用前に調整を行う。
医 療 救 護	救護所	保健センター前	エアテント× 3
生 活 ライフ ライン	食料・物資集配拠点	防災備蓄倉庫、役場駐車場	必要により民間倉庫を調整
	給水拠点	各指定避難所	断水地域の公園等
	災害ボランティアセンター	役場西庁舎前駐車場	酒々井町社会福祉協議会
	ペットの収容所	指定避難所（酒々井小学校、東京学館高等学校、酒々井コミュニティプラザ）	ピロティ等の設備がある施設
	応急仮設住宅建設場所	酒々井小学校、酒々井中学校、中央公園用地、昭和公園、上岩橋地先	—
	がれき等の仮置き場	墨スポーツ広場、酒々井総合公園、上岩橋地先	
窓 口	災害相談窓口	中央庁舎 1階会議室	—
調 査 証 明	被災建築物応急危険度判定実施本部	分庁舎 1階まちづくり班執務室	—
	被災宅地危険度判定実施本部	分庁舎 1階まちづくり班執務室	—
	住家被害認定調査実施本部	中央庁舎 1階調査住民班執務室	—
	罹災証明書発行場所	中央庁舎 1階調査住民班執務室	—
遺 体	遺体安置所	町体育館	—
	火葬場	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（さくら斎場）	組合の斎場で火葬できない場合は、「千葉県広域火葬計画」（平成 20 年 4 月、千葉県）に定めるところによる。

### 3 通信・情報伝達体制の整備

#### (1) 非常通信訓練の実施

総務課は、県等との災害時等における非常通信の適正な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送の検証等の訓練を行う。

#### (2) 無線通信施設の整備

総務課は、電話等が一時的に途絶した場合に、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう災害用携帯電話等の通信回線の整備を図る。

また、揺れや停電に備えて、非常用電源の確保、通信機器の固定等を行う。

#### (3) 情報伝達手段の整備

総務課は、災害時に住民等への情報提供や災害情報等を伝達し、迅速かつ的確な行動を促すための情報伝達手段として、防災行政無線、しすいメール配信サービス、ホームページ、緊急速報メール、SNS及び広報車等の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

### 4 災害対策本部活動体制の整備

#### (1) 職員体制の整備

総務課は、平常時から災害時の職員の参集基準、災害対策本部の職員体制と各課の事務分掌について、職員に対し、周知を行うとともに、事故があった場合の職務代理をあらかじめ指定しておくものとする。

町長（災害対策本部長）の職務代理の順位は、副町長、教育長、総務課長の順とする。

#### (2) 災害対策本部の運営要領の整備

総務課は、平常時から災害対策本部運営訓練等を通じ、情報収集要領やその分析、各課と協議して災害対策の立案を行い、会議により決定する運営活動サイクルについて災害対策本部要員へ周知を行う。

## 5 調査・研究

### (1) 防災関係機関との情報交換

総務課は、国、県、市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関と連携し、防災計画等の情報について、適宜、情報交換を行う。

### (2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

総務課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

### (3) 防災アセスメント調査の実施

総務課は、国及び県による地震被害想定や浸水想定区域の見直しが行われた場合や、町の社会環境が大きく変化した場合は、防災アセスメントを実施するとともに町の防災上の課題を整理し、防災広報や防災教育に活用する。



## 第 2 節 応援協力体制の整備

大規模災害時、町のみで災害対応を完遂することは困難と考えられるため、町は、他市町村との相互応援協定や民間事業者等との応援協定を締結する等、連携体制を整備する。

項目	担当
1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進	総務課
2 関係団体・事業所等との協定締結	関係各課
3 広域避難の受け入れ体制の整備	関係各課

### 1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進

町は、茨城県阿見町、静岡県御殿場市及び栃木県野木町など県外市町村との災害時応援協定を締結している。

総務課は、今後も遠隔地との相互応援協定の締結を検討するとともに、災害事例等から必要に応じて協定内容の見直しや増強を進めていく。

【資料 2】『災害協定関係災害応援協定等一覧』参照

### 2 関係団体・事業所等との協定締結

災害時には防災関係機関のみならず、民間業者等や町内団体からの応援が必要となる事態も予想される。

関係各課は、物資の優先的供給を受ける等の協定内容を、関係団体・事業所等とあらかじめ協議し、協定締結の促進に努める。

【資料 2】『災害協定関係災害応援協定等一覧』参照

### 3 広域避難の受け入れ体制の整備

現在、町を含む印旛郡の市町及び神崎町の 10 市町は、ひたちなか市と、原子力災害に備えたひたちなか市民の県外広域避難に関する協定を締結している。

関係各課は、町や県の区域を越えて広域避難の受入要請があった場合に備え、担当部署の選定や対応計画策定等の受入体制を整備する。

## 第3節 職員の防災意識の向上

災害時は、自助・共助・公助の連携による災害対応が重要である。公助である町の応急対策活動を的確に実施するためには、各課横断的な協力体制及び全庁で対応するという意識が重要である。

このため、町職員は、平常時から防災知識の向上と災害対応のための技能の習得を図るものとし、町は職員の防災力の向上を支援する。

項目	担当
1 防災研修の実施	総務課
2 職員の家庭における安全対策の徹底	各課
3 マニュアルの作成	各課

### 1 防災研修の実施

総務課は、職員に対する防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

#### ■職員の防災研修の内容

- 防災知識の普及
  - ① 災害の基礎知識
  - ② 災害に対する地域の危険性の把握
- 町の防災対策
  - ① 災害対策活動の概要
  - ② 防災に対する職員としての心構え
  - ③ 課、班内での役割の分担
  - ④ 防災行政無線移動系の取扱方法
  - ⑤ 災害情報収集・伝達の要領、報告書式の活用

### 2 職員の家庭における安全対策の徹底

町職員の家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になることが想定される。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策は、次のとおりである。

- ① 家具の配置を見直し、家具類や家電製品等の転倒及び落下を防止する。
- ② 所属する課、家族その他の緊急連絡を要する者と、災害時の連絡方法を確認する。
- ③ 「災害用伝言ダイヤル（171）」等の利用方法を確認する。
- ④ 備蓄を行う（最低3日間分）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、食料や飲料水等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック」を導入する。
- ⑤ 家屋の耐震性や必要な補強等を確認する。
- ⑥ 指定避難所、安全な避難経路、消火器の設置場所及び操作方法を確認する。

### 3 マニュアルの作成

各課は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行うため、所掌する応急対策業務の実施手順や要員等について検討し、必要に応じて業務実施のためのマニュアルを作成する。  
総務課は、各課のマニュアル作成を支援する。

## 第4節 地域の防災力の向上

全ての住民、事業所等が、「自らの命は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織及び事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、大規模災害時、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発等から地域を守るため、住民、事業所等が、町、県及び防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

項目	担当
1 防災教育	総務課、こども課、学校教育課、自主防災組織、各学校
2 防災訓練	総務課、各課、各学校等
3 自助の取組の推進	総務課、住民
4 自主防災組織の強化	総務課、自治会、自主防災組織
5 事業所等の防災体制の整備	総務課、経済環境課、佐倉市八街市酒々井町消防組合、事業所

### 1 防災教育

#### (1) 住民等への防災知識の普及

総務課は、自助として住民一人一人が災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。

特に、気候変動の影響も踏まえつつ、要配慮者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

#### ■防災広報手段と内容

媒体	町広報紙、講座・講演会の開催、ビデオ、学級活動、パンフレット、リーフレット、ホームページ、SNS及びハザードマップ等
対象	地域住民、自治会、自主防災組織、児童生徒、町内企業、町職員
内容	<p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策</li> <li>イ 食料、飲料水等の備蓄及び救急用品等非常持出品の準備</li> <li>ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置</li> <li>エ 気象庁の発表する警報等や町で発令する避難情報の意味ととるべき行動</li> <li>オ 屋内外等における地震発生時の心得</li> <li>カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路、避難方法及び避難時の心得</li> <li>キ 水道、電気、ガス及び電話等の災害時の心得</li> <li>ク 地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ</li> <li>ケ ペットの同行避難や避難をする際に必要な物品の準備</li> <li>コ 帰宅困難者の心得</li> <li>サ 災害保険及び被災をした際の住家の片付け、写真撮影及び申請要領</li> </ul> <p>(2) 地域防災力を向上させるための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救助救護の方法</li> <li>イ 自主防災活動の実施</li> <li>ウ 要配慮者の避難支援</li> <li>エ 防災訓練の実施</li> <li>オ 企業の事業継続計画（BCP）</li> </ul> <p>(3) その他一般的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害に関する一般知識、調査結果</li> <li>イ 各防災機関の災害対策</li> <li>ウ 地域防災計画の概要</li> </ul>

## (2) 教育における防災知識の普及

こども課及び学校教育課は、総務課と連携して、園児・児童生徒の防災教育について、普及を図る。

防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた学校教育指導の指針（平成31年度）に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

## (3) 過去の災害教訓の伝承

総務課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

自主防災組織等は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

## 2 防災訓練

災害を未然に防止するとともに、災害時の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による防災活動が重要である。町では、自主防災組織、事業所及び防災関係機関等との協力体制の確立を重視した防災訓練を実施する。実施に当たっては、災害ごとの被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

### (1) 総合防災訓練

総務課は、各課と連携して、大規模な地震、火災等を想定した計画のもとに、佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「消防組合」という。）、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び学校等と連携し、実践的な総合防災訓練を実施する。

#### ■総合防災訓練の種類

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 災害対策本部設置・運営訓練    | <input type="radio"/> 非常参集訓練   |
| <input type="radio"/> 情報収集・伝達・広報訓練     | <input type="radio"/> 緊急通信確保訓練 |
| <input type="radio"/> 避難誘導訓練           | <input type="radio"/> 初期消火訓練   |
| <input type="radio"/> 救出・救護訓練          | <input type="radio"/> 救援活動訓練   |
| <input type="radio"/> 交通対策訓練           | <input type="radio"/> 応援要請訓練   |
| <input type="radio"/> 災害ボランティアセンター設置訓練 |                                |

### (2) その他の防災訓練

総務課は、印旛地区水防管理団体連合会主催の水防訓練や防災関係機関と行う非常通信訓練等に参加する。

学校、保育園等は、児童生徒等の避難訓練を実施する。

総務課及び健康福祉課は、成田国際空港航空災害対策協議会の活動方針に基づき、空港会社、周辺市町村、県及びその他関係機関が行う航空機災害に関する訓練に参加する。

### 3 自助の取組の推進

住民は、「自らの命は自ら守る」を基本原則として、平常時から非常持ち出し品の準備等、災害に備えた取組を推進する。総務課は、住民の取組の助言をする。

#### ■自助のための取組

項目	内容
家庭内備蓄	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 最低3日間の食料、水の備蓄を行う。</li><li>○ 各自が必要な非常持出品（モバイルバッテリー等の非常用電源、常備薬、生活用品、貴重品等）を準備しておく。</li></ul>
家庭内の安全確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 家具や大型家電製品の固定等により、地震による転倒を防止する。</li><li>○ 住宅用火災警報器を設置する。</li><li>○ 旧耐震基準の木造家屋については、耐震診断を実施する。</li></ul>
地域の危険性把握	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ハザードマップにより、周辺の危険地域を確認しておく。</li><li>○ ブロック塀・屋外落下物等、屋外の危険箇所を把握しておく。</li></ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 気象庁の発表する警報等や町で発令する避難情報の意味ととるべき行動について確認しておく。</li><li>○ 近隣の指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等までの経路（避難路）や場所を確認しておく。</li><li>○ 緊急時の家族との連絡方法を決めておく。</li><li>○ 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話災害用伝言板（web171）等の利用方法を確認しておく。</li></ul>
帰宅困難対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「むやみに移動を開始しない」等の基本原則と帰宅困難となった場合の対処方法を確認しておく。</li><li>○ 徒歩帰宅に備え、スニーカーやリュック等を勤務先に用意しておく。</li></ul>
防災関連情報の入手	<ul style="list-style-type: none"><li>○ しずいメール配信サービスに登録し、防災情報を入手できるようにしておく。</li></ul>
防災訓練への参加	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自治会、自主防災組織及び町が行う防災訓練に積極的に参加し、初期消火方法、救命救護方法を習得する。</li></ul>

### 4 自主防災組織の強化

#### (1) 自主防災組織のあり方

地域における防災は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との共助としての考えから、自治会等により、予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を行うことが必要である。

このため、自治会、自主防災組織等は、地域の統制に応じた地区防災計画の作成し、地域の集会所等を一時避難所として活用することや資機材の確保及び防災訓練の実施等

を検討する。特に地域の高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難支援のための体制や個別避難計画の作成を進めることとする。

総務課は、地域住民が行う防災活動を推進するため、自治会等を単位として自主防災組織の育成や活動を支援する。

## (2) 自主防災組織の結成促進

総務課は、自主防災組織の結成を促進する。

### ■自主防災組織結成促進のための留意事項

- 自主防災組織は、効果的な活動を行えるよう、地域の実情にあった組織づくりに努める。
- 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織と自主防災組織の連携を図る。
- 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にいる人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。
- 自主防災組織には、平常時から地域活動に大きな役割を果たしている女性の参画を求め、女性の経験や能力を活用できるようにする。さらに、女性でも十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

【資料 1-8】『自主防災組織』参照

## (3) 自主防災組織の活動支援

総務課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう教育、研修等を実施するとともに、「自主防災組織の手引き」等のパンフレットを配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

総務課は、自主防災組織に対して、地区防災計画の作成や防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校及び地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び町は協力してこれを促進する。

### ■自主防災組織の活動

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>○ 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>○ 地域の実情の応じた地区防災計画の作成</li> <li>○ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>○ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>○ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</li> <li>○ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</li> <li>○ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ul>
-------------	---

<b>災害時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集及び伝達（被害の状況、警報等の発表状況、ライフラインの状況、避難情報など）</li> <li>○ 出火防止、初期消火</li> <li>○ 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>○ 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>○ 給食・給水（避難所等での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</li> </ul>
------------	---

## ア 人材育成の支援

総務課は、自主防災組織に対し、研修会等を実施し、防災に関する基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成を図る。

また、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進する等、共助の中核となる人材育成を促進する。

## イ 地区防災計画の策定支援

総務課は、地区防災計画の策定について、制度の周知に努めるとともに、自主防災組織等による計画策定の提案があった場合は、地域の特性、防災活動の目的やレベルに応じ、行政関係者や学識経験者等の専門家による支援を行う。

# 5 事業所等の防災体制の整備

## (1) 防災・防火管理体制の強化

学校、店舗等多数の人が出入りする施設について管理権限を有する者は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行う。消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置等、災害時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられている。消防組合は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

## (2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスは、爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合に、防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防組合は、危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。



### (3) 中小企業の事業継続計画の作成

総務課及び経済環境課は、災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

## 第5節 応急対策の体制整備

大規模災害時、消防活動、救急救助活動、医療救護活動等、人命を守るための緊急対応活動を関係機関等と連携し、最優先で実施することが重要である。

そのため、町及び防災関係機関は、平常時から緊急対応活動のための準備に努める。

項目	担当
1 消防力の強化	消防組合、総務課
2 救急救助	消防組合、総務課
3 応急医療体制の整備	健康福祉課、総務課、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、町医師会、町歯科医師会、町薬剤師会、印旛市郡医師会、印旛市郡歯科医師会、印旛市郡薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部
4 給水体制・給水拠点の整備	上下水道課、総務課
5 緊急輸送体制の整備	総務課、経済環境課、まちづくり課、企画財政課
6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	まちづくり課
7 罹災証明書・被災証明書の交付体制の整備	税務住民課、総務課
8 廃棄物処理体制の整備	経済環境課、総務課、上下水道課
9 ボランティア受け入れのための環境整備	住民協働課、総務課、酒々井町社会福祉協議会

### 1 消防力の強化

消防組合は、大規模化及び多様化する災害に備えて、どのような災害の態様に対しても消防力を最大限有効に活用する消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

#### (1) 消防資機材等の整備

消防組合は、消防車両、装備及び資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。また、宅地開発等に伴う地域環境の変化に対応するため、消防力の整備指針（平成31年3月消防庁）に基づき、資機材・設備等の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

#### (2) 消防団の強化

総務課は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。また、以下の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の確保の検討

⑤ 機能別消防団員の確保の検討

(3) 消防水利の整備

総務課は、災害時の断水に備え、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(4) 広域応援体制の整備

消防組合は、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 39 条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速対応ができるようにする。

また、消防組合は、千葉県消防広域化推進計画（平成 31 年 3 月千葉県）に基づいた迅速かつ的確な広域応援を市町村間で実施するため、県、市町村との定期的な協議、情報通信手段の確保、情報受伝達訓練等の各種訓練の実施及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新等を行う。

## 2 救急救助

(1) 救急救助体制の整備

消防組合は、災害時の多数の救急救助要請に備え、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得等隊員の教育訓練を実施するとともに、救急救助用資機材の整備、備蓄を推進し、災害の規模等に応じた出動ができるよう救急救助体制の整備を図る。

(2) 救急医療情報通信体制の整備

消防組合は、救急指定病院等との相互の情報通信機能を確保し、医療情報を常時把握するよう努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

(3) 住民の自主救護能力の向上

総務課及び消防組合は、住民の自主救護能力を向上させるために救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

### 3 応急医療体制の整備

#### (1) 医療救護体制の整備

健康福祉課は、災害時に備えて、酒々井町災害医療救護計画及び千葉県災害医療救護計画（平成 27 年 3 月千葉県）に基づき、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、町医師会、町歯科医師会、町薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び印旛郡市薬剤師会と協議し、連絡体制、救護班の編成等の医療救護体制の確立に努める。

#### ■医療救護体制の整備に関する事項

- 連絡体制の整備
- 救護所・避難所の整備
- 医療救護活動に関するコーディネーター等の選任
- 医薬品等の備蓄
- 研修会・訓練の実施等

#### (2) 後方医療体制の整備

健康福祉課は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、町内及び周辺地域の収容医療機関とのネットワーク化に努める。

#### (3) 医薬品・医療用資機材の確保

健康福祉課は、初動医療活動に必要な医薬品・医療用資機材を印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会及び町薬剤師会等と連携して備蓄配備の推進に努めるとともに、災害時の調達手段も検討する。

### 4 給水体制・給水拠点の整備

#### (1) 給水体制の整備

上下水道課は、民間事業者等と連携し、災害時の協力要請、応急活動の実施要員の派遣等について事前に協議し、災害時の協力体制を整備する。

総務課及び上下水道課は、自治会、自主防災組織等に、貯水及び給水に関する啓発を行う。

#### (2) 給水体制の多重化

給水所を設定し、給水車等による給水を行う拠点給水方式及びポリタンク等を活用した運搬給水方式で給水を行う。上下水道課は、これら方式による給水の実施体制を整備

する。また、給水拠点として暫定防災井戸等を活用し、給水体制の多重化を図る。

### (3) 給水拠点・給水資器材の調達体制の整備

総務課は、暫定防災井戸等を災害時の給水拠点として確保する。

総務課及び上下水道課は、消火栓の場所等を把握するとともに、仮設給水栓を設置する体制を整備する。また、長時間又は多量の水を要する場合もあることから、仮配管及び仮設給水栓を設置する体制を整備する。

総務課及び上下水道課は、給水車及びタンク車から被災者へ給水する場合、ポリタンク、給水袋等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達体制を整備する。

## 5 緊急輸送体制の整備

### (1) 緊急輸送道路の指定

総務課は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、町緊急輸送道路として指定する。

また、緊急輸送を効果的に実施するために、佐倉警察署との連携を図るとともに、住民には自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図るほか、広報紙等により災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

### (2) 輸送拠点の整備

経済環境課及び総務課は、救援物資の受け入れ及び管理を行うための食料・物資集配拠点を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

経済環境課は、総務課と連携し、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、指定した施設を県に報告するとともに、物資等の保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所の使用方法等について、民間物流事業者、NPO及び自主防災組織等との連携も検討し、体制の整備を図る。

### (3) 臨時ヘリポートの指定

総務課は、物資や傷病者の搬送のために、臨時ヘリポートの指定及び見直しを行う。

その際には、避難所や応援部隊の集結地など機能の違う防災拠点と重複しないよう留意する。

### (4) 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

#### ア 道路啓開用資機材及び車両

まちづくり課は、建設業組合等との協定に基づき、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

## イ 緊急通行車両等

企画財政課及び経済環境課は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。災害時の物資の輸送等で使用する車両の確保、緊急通行車両の事前届出、燃料の調達等体制を整備する。

## 6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

### (1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

まちづくり課は、災害時に、町内在住の応急危険度判定の有資格者を確保して早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、関係団体等との協定締結に努める。

また、判定に関する実施計画の作成、判定業務に習熟した人材の養成、判定のための資器材の確保に努めるとともに、県主催の応急危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけに努める。

### (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

まちづくり課は、災害時に、被災宅地危険度判定を円滑に行うため、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する県との相互連絡体制を整備する。

まちづくり課は、判定に関する実施計画の作成、判定業務に習熟した人材の養成、判定のための資器材の確保に努める。また、県の被災宅地危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけに努める。

## 7 罹災証明書・被災証明書の交付体制の整備

### (1) 被害調査実施体制の整備

税務住民課及び総務課は、平常時から住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結、調査に必要な傾斜計、メジャー等の携帯物品の備蓄等、罹災証明書の交付に必要な調査実施体制の整備を図る。

### (2) 証明書交付体制の整備

税務住民課及び総務課は、災害時の相談窓口、罹災証明書・被災証明書交付窓口の担当職員の発行業務の習熟を図る等、罹災証明書・被災証明書交付のための体制を整備する。また、迅速な罹災証明書・被災証明書の交付を可能とする支援システム等の導入を検討し、災害時に遅滞なく発行できる体制の整備に努める。

【様式 4-15】『被災証明書』参照

【様式 4-16】『罹災証明書』参照

## 8 廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、大量のゴミやがれきが発生し、また、廃棄物処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応を想定し、災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）、千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（平成25年3月千葉県）、千葉県災害廃棄物処理計画（平成30年3月千葉県）及び酒々井町災害廃棄物処理計画（令和3年3月）に基づき、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の整備を図る。また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレを確保する等、し尿処理体制を整備する。

### (1) 廃棄物処理体制の整備

#### ア 災害廃棄物処理計画の策定

経済環境課は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画を策定する。

#### イ 関係機関との協力体制の整備

経済環境課は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、関係機関との協力体制を整備する。

#### ウ 仮置き場の選定

経済環境課は、町の被害が甚大になることが想定される場合、墨スポーツ広場、総合公園及び上岩橋地先内の町所有地を、仮置き場として活用する。

### (2) し尿処理体制の整備

総務課、経済環境課及び上下水道課は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

#### ア マンホールトイレの設置検討・運用管理

総務課は、過去の災害でも発災後の比較的早い段階から使用され、悪臭が少ないとされているマンホールトイレの設置を検討する。

経済環境課は、災害時のマンホールトイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、マンホールトイレの設置等、運用管理体制を整備する。

#### イ 災害用仮設トイレの整備・運用管理

総務課は、災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための災害用仮設トイレや携帯トイレを整備する。また、災害用仮設トイレを確保するため、民間事業者との協定の締結を推進する。

経済環境課は、災害用仮設トイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、災害用仮設トイレの設置等、運用管理体制を整備する。

#### ウ し尿の運搬管理体制の整備

経済環境課は、災害が長期化し、避難所の災害用仮設トイレの収容量に限界が来ることを想定し、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

#### エ 下水道施設等の応急措置

上下水道課は、災害時に下水道施設が被災した場合の応急措置体制の整備を図る。

## 9 ボランティア受け入れのための環境整備

### (1) 受入体制等の整備

住民協働課及び総務課は、ボランティアへの支援ニーズの取りまとめ及び災害ボランティアセンターの運営に関し、酒々井町社会福祉協議会と連携を図る。

酒々井町社会福祉協議会は、災害時に設置する災害ボランティアセンターを運用するための資器材の整備、人員の配置、受入手順の整備等、ボランティアの受入体制の整備を図るとともに、県社会福祉協議会との連携や、町内ボランティア組織等へ協力要請に努める。

### (2) 人材の育成

#### ア ボランティア及びNPO法人の位置付け

救援物資の運用、清掃、炊出し等を想定した一般ボランティア・NPO法人と、医師、被災建築物応急危険度判定士、通訳、介護士及び社会福祉士等を想定した専門ボランティア・NPO法人に区分し、住民協働課及び酒々井町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会等から一般又は専門ボランティア・NPO法人に関する情報の収集に努める。

#### イ ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、関係者の連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

総務課、住民協働課及び酒々井町社会福祉協議会は、県、日本赤十字社千葉県支部等主催の研修会や講習会への参加を促し、ボランティアコーディネーターの養成を進める。

#### ウ ボランティア団体等との連携強化

防災訓練に住民とボランティア団体等の参加を求め、町、ボランティア等の連携体制を強化する。



## 第6節 災害に強いまちづくり

災害による町域の被害を最小限とするため、避難場所、避難路の確保・整備等を推進するとともに、耐震改修の推進体制を整備し、施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。

生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

項目	担当
1 地震火災の防止	総務課、生涯学習課、消防組合、県防災危機管理部
2 防災まちづくり	総務課、まちづくり課、上下水道課、関係各課、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、LPガス販売業者、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

### 1 地震火災の防止

#### (1) 出火の防止

##### ア 一般家庭に対する指導

消防組合は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、未設置住宅に対する火災警報器の設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

##### イ 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防組合は、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれているビル等の防災体制については、統括防火（防災）管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には、各事業所の協議により選任した統括防火（防災）管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

##### ウ 予防立入検査の強化指導

消防組合は、消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

##### エ 危険物施設等の保安監督の指導

県防災危機管理部及び消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管

理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、消防法第 16 条の 5 の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例（昭和 47 年 10 月 19 日条例第 20 号）の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

#### オ 消防同意制度の活用

消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第 7 条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

#### カ 住宅用防災機器の設置

消防組合は、消防法第 9 条の 2 の規定に基づく住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、全ての住宅（寝室、階段等）に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

#### キ 化学薬品等の出火防止

消防組合は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

### (2) 火災予防についての啓発

消防組合は、春季・秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、次の啓発活動を実施する。

- ① 火災予防運動を住民に周知するため、火災予防運動期間中に広報紙・防災行政無線等を活用した広報を実施する。
- ② 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会等を開催する。
- ③ 林野、危険物施設、建築物及び危険物輸送車両等の査察を実施する。
- ④ 商業施設、学校、保育所及び病院等の消火・避難訓練を行う。
- ⑤ 家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ⑥ 地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及及び初期消火訓練の指導を行う。

### (3) 文化財の防火対策

生涯学習課は、消防組合と連携して、文化財管理者に対し文化財の防火対策を指導する。

## 2 防災まちづくり

### (1) 市街地の整備

まちづくり課及び上下水道課は、災害による被害の軽減を図るため、安全な市街地の形成とともに、道路、上下水道等、ライフラインの整備に努めるとともに、安全で快適な住環境を備えた町とするため、公共施設の整備、土地利用の適正な誘導を図る。

特に、要配慮者の視点を踏まえて整備を行うように指導する。

### (2) 公共施設の保全

公共施設は、災害時における避難所、応援機関の詰所等その役割は高い。そのため、公共施設を管轄する各課及び施設管理者は、非常用予備電源、要配慮者を考慮したバリアフリー化、救援物資等の保管場所及び体調管理のための空調設備等地域の防災拠点としての機能を考慮した整備に努める。

### (3) 都市空間の保全

都市公園は、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。そのため、まちづくり課は、避難者等の安全確保や救護活動、物資集積等防災拠点としての機能を備えた公園としての整備を図る。

また、緑地は延焼防止や輻射熱からの遮断帯機能を有しているため、地域の特性を踏まえ公園や道路等への公共緑化を推進する。

その他に総務課は、大規模支援受け入れ可能な防災スペースの確保に努める。

### (4) 建築物不燃化の促進

まちづくり課は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し災害により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

また、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第22条による屋根不燃化区域の指定を行い、延焼防止措置を推進する。

まちづくり課は、大規模災害に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

### (5) 建築物等の耐震化

#### ア 既存建築物の耐震診断・耐震性向上

まちづくり課は、酒々井町耐震改修促進計画に基づき、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震診断技術の普及、耐震相談窓

口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

#### イ 公共施設の耐震化

関係各課は、酒々井町耐震改修促進計画に基づき、公共施設の耐震化を推進する。  
なお、小中学校及び保育園は、全ての施設の耐震化が完了している。

#### ウ 連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

まちづくり課は、県及び県下市町村で設立した千葉県建築防災連絡協議会の活動を通し、既存建築物の災害対策等に関する町民への普及、啓発のための施策等を推進するとともに民間の建築関係団体との連携強化に努める。

### (6) 生活空間の危険性の除去

#### ア ブロック塀等対策

まちづくり課は、県と連携して千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱（昭和58年9月）に基づき、ブロック塀や石塀等の倒壊による生命・身体への被害を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように、住民への知識の普及、施工業者への指導等を実施する。

#### イ 落下物・倒壊物対策

まちづくり課は、県と連携して千葉県落下物防止対策指導指針（平成2年11月千葉県）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者、管理者に対し指導を行い、改善を促進する。

#### ウ 家具・大型家電の転倒防止

まちづくり課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、酒々井町耐震改修促進計画に基づきホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

### (7) 道路・橋梁等の整備

#### ア 道路

まちづくり課は、災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

#### イ 橋梁

まちづくり課は、重要路線の橋梁の点検を優先的に実施し、地震動・液状化等への安全性に配慮した安全点検の実施と耐震補強を実施する。

## ウ 河 川

まちづくり課は、県等の河川管理者に対する河川施設の点検及び補修の実施や要請や河川改修の促進に努めるとともに、中川、馬橋川等の治水対策を推進する。

### (8) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

#### ア 上下水道施設

上下水道課は、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、広域的バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化等を図る。

また、下水道施設は、ポンプ施設及び管路施設についての耐震性の向上を図る。

#### イ 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における電力供給確保の観点から、電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

#### ウ ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、ガス供給設備などのガス施設そのものを災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

#### エ 液化石油ガス

L Pガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、災害時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

#### オ 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びに混乱の発生を防止する上で、通信機能の果たす役割は非常に大きい。東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

## 第 7 節 地盤災害の予防

土砂災害防止法に基づき、指定された土砂災害警戒区域等に対して、避難情報等を伝達するため、危険区域等の周知、警戒避難体制及び要配慮者への支援体制の整備を行う。

項目	担当
1 土砂災害の防止	総務課、まちづくり課
2 液状化対策	まちづくり課、上下水道課
3 地盤沈下防止	経済環境課
4 地籍調査の推進	まちづくり課

### 1 土砂災害の防止

#### (1) 土砂災害危険箇所の公表

総務課は、県が調査し指定又は基礎調査予定箇所など土砂災害危険箇所について、ハザードマップ及び町ホームページへの掲載並びにパンフレットの配布等により、住民等に周知徹底を図る。また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

【資料 4-1】『土砂災害危険箇所（基礎調査予定箇所）』参照

#### (2) 土砂災害（特別）警戒区域等における対策

##### ア 土砂災害（特別）警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを、知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

【資料 4-2】『土砂災害(特別)警戒区域』参照

##### イ 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成 29 年の土砂災害防止法の改正に伴い、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）においては、本計画へ名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第 8 条）、当該施設利用者の土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（土砂災害防止法第 8 条の 2）。

総務課及び関係各課は、施設管理者に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

【資料 4-4】『要配慮者利用施設一覧』参照

## ウ 土砂災害警戒区域等の周知

総務課及びまちづくり課は、住民が土砂災害警戒区域等における土砂災害の危険性を理解し避難できるようにするため、土砂災害警戒区域、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設等を記載したハザードマップを作成する等の周知に努める。

### (3) 警戒避難体制の整備

総務課及びまちづくり課は、土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

#### ア 土砂災害に関する情報の収集

まちづくり課は、平常時から土砂災害危険箇所等を巡視することにより、危険箇所の状況把握に努める。

総務課及びまちづくり課は、気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とそれを補足する情報等の防災情報を収集し、土砂災害発生の兆候の把握に努める。

#### イ 避難情報の発令体制の整備

総務課及びまちづくり課は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する避難情報の発令体制を整備する。

##### ■ 避難情報の発令に関する留意事項

- 防災情報の伝達に当たっては、防災行政無線（しすいメール配信サービス）、エリアメール、緊急速報メール、広報車等を用いて、その周知に努める。
- 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示を発令することを基本とする。避難指示の発令は夜間であっても、躊躇することなく行うことを基本とするが、できる限り、夕方の時点における夜間の降雨予測情報等を活用し、早めに避難情報を発令する。
- 避難情報の発令条件は、迅速・的確に発令できるようあらかじめ設定する。
- 避難情報を解除は、大雨警報や土砂災害警戒情報の解除、気象状況及び現地状況を十分確認した上で解除する。

## ウ 急傾斜地崩壊対策

### (7) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

現在、町域では急傾斜地崩壊危険区域の指定はされていないが、区域の指定を行う場合には、県は、町と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月法律第57号）（以下「急傾斜地法」という。）の規定により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

##### ■ 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- 次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。
- 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
  - 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
  - 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院及び旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

#### (イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例（昭和 36 年千葉県条例第 39 条）、千葉県建築基準法施行細則（昭和 39 年 3 月 12 日千葉県規則第 12 号）に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

#### (ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び町が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

#### (イ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第 3 条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、要配慮者利用施設に係る危険箇所、避難所や避難路を有する危険箇所、崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

### エ 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

## 2 液状化対策

防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）によれば、町内においては、干拓地や谷埋め盛土など、低地を埋めた地域で液状化の可能性が高い領域が分布している。また、平成 23 年東北地方太平洋沖地震では、町内において液状化の発生が報告されている。

液状化現象の発生が想定される地域において、まちづくり課は、住民に対して、液状化に関する知識の普及に努める。

上下水道課は、酒々井町水道事業ビジョン（平成 29 年 3 月）に基づき、計画的な管路の耐震化計画を策定し、管路の耐震化率の向上に努めるとともに、液状化現象により、水道管からの漏水等の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

## 3 地盤沈下防止

経済環境課は、県と連携して、千葉県環境保全条例（平成 7 年 3 月千葉県）及び「酒々井町公害防止条例」（昭和 51 年 6 月）に基づき、沈下の原因である地下水汲み上げの規制について指導を行う。



## 4 地籍調査の推進

まちづくり課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度から）に基づき、県の支援を受けた地籍調査の実施を検討する。

## 第8節 水害の予防

平成25年に発生した台風26号では、中川、高崎川の流域で広範囲にわたり家屋の浸水や道路の冠水があったほか、がけ崩れも発生した。

このような経験を教訓として、水害の予防と被害の軽減を図るため、町及び河川管理者は、町域の河川や水路等の危険箇所を把握し、整備を促進する。また、町は、雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、浸水被害の未然防止を図る。

項目	担当
1 下水道の整備	上下水道課
2 流出抑制対策の推進	まちづくり課、上下水道課
3 浸水危険地区の周知	総務課、関係各課
4 警戒避難体制の整備	総務課、まちづくり課
5 道路の災害防止	まちづくり課
6 農作物の水害予防対策	経済環境課

### 1 下水道の整備

上下水道課は、公共下水道事業について、既存市街地での整備、雨水幹線の維持管理を行う。

### 2 流出抑制対策の推進

中川流域では、河道改修及び調節池の整備と水循環系の再生を図る雨水貯留浸透施設の整備等を併せ持つ総合的な治水対策を推進する。

まちづくり課及び上下水道課は、中小河川、排水路について大雨時の流出を軽減するために、開発等の計画時において、調整池の設置を指導する。その他の住宅の建設においては、浸透枳等の設置指導を強化し、河川、水路への流出量を抑制する。

### 3 浸水危険地区の周知

#### (1) 浸水危険地区の周知

総務課は、国や県が公表した洪水浸水想定区域図に基づき、浸水実績のある地域、指定避難所等を記載したハザードマップを作成・配布し、住民に周知する。

#### (2) 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成29年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)においては、本計画へ、名称や所在地を記載するとともに(水防法第15条)、当該施設利用者の水害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作

成及び避難訓練の実施が義務付けられている（水防法第 15 条の 3）。  
総務課及び関係各課は、施設管理者に対し、水害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

## 4 警戒避難体制の整備

### (1) 浸水被害に関する情報の収集

まちづくり課は、総務課と連携し、台風の接近及び豪雨等により浸水被害の発生が予測されるときは、随時パトロールを実施し、浸水被害発生兆候を的確に把握する。また、平常時から過去に浸水被害の発生した地域を巡視することにより、状況把握に努める。

### (2) 避難情報の発令体制の整備

総務課は、水防法第 15 条の規定に基づき、洪水浸水想定区域に指定された地域への洪水警報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、避難情報の発令体制の整備を図る。また、内水氾濫のおそれがある場合についても、避難情報の発令対象とすることを検討する。

#### ア 伝達手段

避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線（しすいメール配信サービス）、緊急速報メール及び広報車等を用いて、伝達に努める。

#### イ 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、災害発生が想定される時点での的確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。

#### ウ 避難情報の対象区域の指定

避難情報の伝達は、河川の洪水浸水想定区域及び内水氾濫の実績に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を具体的に設定する。

#### エ 要配慮者への適切な情報伝達

要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に存在する施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

## 5 道路の災害防止

まちづくり課は、町道における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に努める。

## 6 農作物の水害予防対策

経済環境課は、県及び成田市農業協同組合等の関係機関と連携して、農作物の水害防止対策について指導し、被害の軽減を図る。

## 第9節 風害の予防

台風や冬季の季節風、その他突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風による風害について、住民への注意喚起を行うとともに、人的被害、住家等建物被害、農作物被害等を最小限にするための対策を講じる。

項目	担当
1 台風・竜巻等に関する知識の普及	総務課
2 農作物等の風害防止対策	経済環境課
3 電力施設の風害防止対策	東京電力パワーグリッド株式会社
4 通信施設の風害防止対策	東日本電信電話株式会社

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及

総務課は、県と連携し、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、普及・啓発を図る。その内容は、次のとおりである。

#### (1) 気象情報の確認

住民は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等を、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象庁から発表される。また、短時間ごとの発生の可能性を表す「竜巻発生確度ナウキャスト」も気象庁から発表される。気象情報等の内容は、次のとおりである。

#### ■気象情報等の種類

気象情報等	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合は、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合は、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合は、竜巻注意情報を再度発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県南部など）で発表される。

気象情報等	内 容
竜巻発生確度 ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。平常時を含めて常時10分ごとに発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

## (2) 身を守るための知識の普及・啓発

総務課は、台風等による気象災害から身を守るための知識として、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等の場合は、頑丈な建物内に移動すること等、安全を確保するための知識を普及・啓発する。

## 2 農作物等の風害防止対策

経済環境課は、成田市農業協同組合等の関係団体と連携し、農作物の風害防止対策を行い、被害の軽減を図る。また、降ひょう等の被害対策に努める。

## 3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基づき風害防止対策を実施する。

## 4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次の対策を講じている。

- 局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。
- 局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジン等により実施する。
- 空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準による。

## 第10節 雪害の予防

県内では、平成26年2月8日から9日まで、同月14日から15日までにかけての大量の降雪により、9日に千葉市で33センチメートルと観測史上最大の積雪を記録した。周辺市町においては交通障害が発生し、農業施設では甚大な被害が発生する等、これまでにない規模の雪害が発生した。

こうした被害を防止するため、町は、道路の除雪体制を整備するとともに、農業被害防止のための対策を講じる。インフラ事業者においては、施設の雪害防止対策を推進する。

項目	担当
1 道路の雪害防止対策	まちづくり課
2 農作物等の雪害防止対策	経済環境課
3 電力施設の雪害防止対策	東京電力パワーグリッド株式会社
4 通信施設の雪害防止対策	東日本電信電話株式会社

### 1 道路の雪害防止対策

まちづくり課は、車道の除雪を、建設業者等の関係業者との協定に基づき、建設機械等を使用して実施する。歩道や細街路等については、自治会、自主防災組織等の協力を得る。

まちづくり課は、降雪による路面凍結が予想される場合に、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結防止剤等を散布する等の体制を確保する。

### 2 農作物等の雪害防止対策

経済環境課は、成田市農業協同組合等の関係団体と連携し、農作物の雪害防止対策を行い、被害の軽減を図る。

### 3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基づき着雪防止対策を実施する。

### 4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備対策及び局内設備対策を実施する。

## 第 1 1 節 備蓄・調達計画

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達等供給体制の整備を行う。

なお、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

項目	担当
1 備蓄体制の整備	総務課、関係各課
2 輸送体制の整備	総務課

### 1 備蓄体制の整備

#### (1) 公的備蓄

総務課は、町災害備蓄計画に基づき、計画的に備蓄を行う。

備蓄品は、生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、携帯トイレ、乳幼児用ミルク、おむつ及びその他生活必需品や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。

備蓄物資の選定に際しては、地域の特性や要配慮者の避難生活に配慮する。

また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

町は、災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針（平成 24 年 8 月千葉県）、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（平成 24 年千葉県）、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 4 年 6 月中央防災会議）を参考に、次の備蓄目標を設定する。

#### ■備蓄目標の設定

- 備蓄は 20,000 食を目標とする。
- 考え方
  - ・ 県の考え方に基づき、発災後 3 日間分を備蓄し、そのうちの 3 割を自助、残り 7 割を町で分担する。1 日分は 3 食と想定する。
  - ・ 対象となる避難者は、酒々井町アセスメント調査結果、洪水浸水想定区域内の居住者から 3,000 人と想定する。）
- 備蓄目標は次のとおりとする。  
(3,000人) × 3食 × 3日 × 0.7 (自助率 3割) = 20,000食
- 帰宅困難者への配布を考慮する。

#### (2) 事業者との協定締結

消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資及び発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

総務課及び関係各課は、事業者との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力を得られるよう、平常時からの連携強化に努める。

### (3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災備蓄倉庫を含め、県内各地に分散して物資等を備蓄している。

総務課は、物資調達・輸送調整等支援システムにより県との情報共有を行う。

### (4) 備蓄倉庫の整備

総務課は、災害時に指定避難所となる小・中学校等に資機材のほか、食料等を確保するための防災備蓄倉庫の整備を図る。

### (5) 備蓄意識の啓発

総務課は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭等における最低限3日分（努めて1週間分）の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、備蓄意識の普及啓発を推進する。

そのほか、次の点に留意し、備蓄意識を啓発する。

- 高齢者、乳幼児、障害者及び基礎疾患等用配慮者の家族がいる家庭では、必要とする医薬品、ミルク、哺乳瓶等の確保に努める。
- 食物アレルギーの家族をもつ家庭では、それに対応した食料品の備蓄を行う。
- 食料等に宗教的配慮が必要な家族がいる家庭や事業所等では、それに対応した食料品の備蓄を行う。
- 日常的に備蓄した食料を食し、不足したら備蓄食料を買い足すという行為を繰り返し、常に新しい食料を備蓄する方法（ローリングストック法）による備蓄を行う。

## 2 輸送体制の整備

総務課は、物資集積拠点や指定避難所等に搬入される物資の輸送等について、民間物流事業者と協定を締結するなどの体制整備に努める。



## 第 1 2 節 避難体制の整備

災害の発生に伴い、住民の安全を確保し、避難者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、町は、地震被害や浸水被害に対応可能な施設を、指定避難所及び指定緊急避難場所として指定するとともに、必要により、避難路についても調査、選定を行う。

項目	担当
1 避難所等の指定	総務課
2 避難所の整備	総務課、関係各課
3 避難路の整備	総務課、まちづくり課
4 避難誘導體制の整備	総務課
5 施設管理体制の整備	総務課、関係各課、中央公民館、プリミエール酒々井

### 1 避難所等の指定

町は、小学校、中学校や公園等を指定避難所及び指定緊急避難場所として指定している。

総務課は、今後、人口分布や避難所周辺の防災的環境の変化に応じて大地震に対する市町村避難対策計画推進要領（昭和 48 年 8 月千葉県）の選定基準を参考に、適切な施設に対して新たな避難所等の指定を行う。

総務課は、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、広報紙、ハザードマップ及び町ホームページ等により住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやメール等の多様な手段の整備に努める。

【資料 4-3】『避難施設一覧』参照

### 2 避難所の整備

総務課及び施設を所管する関係各課は、避難所に指定した施設について、災害時における避難所運営の手引き（平成 29 年 7 月千葉県）及び避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2 年 4 月内閣府）等により、次の整備を図る。

- 避難所に指定した建物については、必要に応じ空調設備、非常用電源、多目的トイレ及びバリアフリー等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。特に、夏季は、熱中症予防に配慮する。
- 救護所、貯水槽、防災井戸及び通信機器等施設・設備の整備に努める。
- 避難所となる施設に、共同生活が困難な要配慮者のため、福祉避難室として利用するスペースの確保に努める。
- 要配慮者に対応するため、健康福祉課と調整を図り、福祉避難所の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- 被災者の性暴力・DVの防止、プライバシーなど女性への配慮及びペット対策に必要な設備等を検討する。
- 避難所に食料、水、おむつ、毛布及び携帯トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、非常用燃料の確保等に努める。
- 感染症対策のため、避難所内については、十分な換気とスペースを確保し、パーテーション、マスク及び消毒液等必要な物資・資材の確保等に努める。
- 避難所運営マニュアルの作成、訓練を通じ、平時から自主防災組織等住民による主体的な避難所の運営体制の構築に努める。

### 3 避難路の整備

総務課及びまちづくり課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路、避難経路等の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

- 避難路として、町道 1B-111 号線等の整備を促進する。
- 広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の安全対策、除去等に努め、避難路沿道の安全化の促進を図る。

### 4 避難誘導體制の整備

総務課は、災害時に避難行動を安全に行うため、地域住民、防災関係機関との避難時の連絡系統等の確立に取り組み、安全な避難誘導體制を整備する。

- 住民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- 安全な避難誘導のため、警察等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について広報・防災訓練等を通じて住民に周知する。

### 5 施設管理体制の整備

総務課及び避難所の開設・運営を所掌する課等は、災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うために必要な以下の事項について検討し、体制整備に努める。

- 門・建物の鍵等の管理及び運用方法について明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難所開設・運営を担う避難所担当職員を各課から、あらかじめ選定し、避難所の開設の方法（鍵等の保管場所、運用方法等）を習熟する。
- 避難者カード等避難所運営に必要な書類・資機材を整理する。

【様式 4-5】 『避難者カード』 参照

【様式 4-6】 『避難者名簿』 参照

【様式 4-7】 『避難所運営記録』 参照

【様式 4-8】 『ペット登録台帳』 参照

【様式 4-9】 『物品の受払簿』 参照

## 第 1 3 節 要配慮者の安全確保のための体制整備

近年発生した災害では、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者が犠牲になるケースが多い。

このため、要配慮者を対象とした各種予防対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

項 目	担 当
1 要配慮者の支援体制の整備	健康福祉課、総務課
2 避難行動要支援者に対する対応	健康福祉課、酒々井町社会福祉協議会、総務課
3 要配慮者全般に対する対応	健康福祉課、総務課、消防組合
4 社会福祉施設等における防災対策	社会福祉施設管理者
5 外国人への対応	総務課、健康福祉課

### 1 要配慮者の支援体制の整備

国の作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府）や県の作成した災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成 28 年 3 月千葉県）を参考とし、「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者の登録及び個別避難計画を作成し、情報伝達、避難誘導等、地域社会全体の支援に努める。

体制づくりに当たっては、平常時から要配慮者と接している酒々井町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、酒々井町地域包括支援センター・ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者及び障害者団体等の福祉関係者との連携に努めるとともに、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けることに留意する。

### 2 避難行動要支援者に対する対応

#### (1) 要配慮者の把握

「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱に基づき、要配慮者本人又は家族からの同意を得て、避難行動要支援者名簿を作成する。（電源を必要とする医療機器の使用者の有無を含む。）

また、病院や社会福祉施設等に入院・入所者や避難行動要支援者名簿に未登録の要配慮者に関しても、その把握に努める。

【資料 1-7】『「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱』参照

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿に登録する対象者は、次に掲げる者のうち、必要な個人情報の提供に同意した者である。健康福祉課は、把握している要配慮者の登録を推進するとともに、必要に応じ県等に情報提供を求め、名簿を作成する。

#### ■避難行動要支援者名簿掲載の対象者

- 75歳以上のひとり暮らしの者
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- 要介護3、要介護4又は要介護5の要介護認定者
- 身体障害者
- 療育手帳を所有する知的障害者
- 精神障害者精神障害者保健手帳1級を所有する者
- 妊産婦及び乳幼児
- 難病患者
- 日本語に不慣れな在住外国人
- その他支援が必要と思われる者

### (3) 個別避難計画の作成等

令和3年の改正災対法において、個別避難計画の作成については、市町村の努力義務とされた。

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、総務課と健康福祉課との連携のもと、避難支援等関係者と連携し、また、要支援者の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、災害リスク等地域の実情や要支援者の特性を踏まえ優先順位を設けてその進捗を図るものとし、町職員、避難支援等関係者と避難行動要支援者本人が連携し、個別具体的に作成する。

#### ■個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項  
(想定される災害の状況、移動や避難生活の際に必要な常備薬等の持ち出し品や配慮事項等)

### (4) 情報の管理

避難行動要支援者の登録情報は、原則として年1回更新し、最新の情報を把握に努めるとともに、情報の開示内容、開示先、開示時期などを決定する。情報は、データベース化やGIS化など電子データ化を進めるが、電源喪失を考慮して紙媒体での情報管理やバックアップに留意する。

また、個人情報保護の観点からデータ流出の防止等、情報の適切な管理を行う。

### (5) 支援体制の整備

避難支援等関係者は、警察、消防組合、酒々井町社会福祉協議会、酒々井町地域包括支援センター、民生委員児童委員、消防団、自治会及び自主防災組織等とし、地域社会全体で避難行動要支援者の支援に努める。

また、避難支援等関係者に対し、平常時から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し共有する。その際、個人情報保護について、必要な措置を講ずる。

体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、避難行動要支援者への支援体制の中に、女性が行う支援についても位置付ける。

### 3 要配慮者全般に対する対応

#### (1) 防災設備等の整備

消防組合は、一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

#### (2) 避難施設等の整備

総務課及び健康福祉課は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成28年4月内閣府)、災害時における避難所運営の手引き(平成29年7月千葉県)を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、特に要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

##### ■ 避難施設等の整備項目

- トイレ、車椅子及び簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の整備
- ミルク及びほ乳びん等の乳幼児備品及び授乳に配慮するための設備
- 避難所施設内におけるバリアフリーの検討
- 避難所施設内におけるプライバシーの保護方法等の検討

#### (3) 福祉避難所の確保

総務課及び健康福祉課は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために福祉避難所を確保するため、町の管理する公共施設の福祉避難所の指定及び社会福祉施設等との福祉避難所の指定に係る協定締結に努める。

また、平常時から社会福祉施設等と要配慮者の受入れや運営方法について協議し、災害時の活動体制の整備に努める。

#### (4) 要配慮者への支援のための専門家の確保

保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健及び福祉等の専門家を確保し、リスト化に努めるとともに、災害時の役割について事前に協議する。

#### (5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

健康福祉課及び総務課は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット及びチラシ等

を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に対する理解を高めるよう努める。

#### (6) 避難情報の情報伝達

健康福祉課は、要配慮者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、避難支援等関係者と連携を図り、速やかに巡回等により避難情報の周知を図る。

#### (7) 在宅避難者等への支援

健康福祉課は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、印旛保健所、酒々井町社会福祉協議会及び酒々井町地域包括支援センターなどの地域のネットワークによる取組みを進める。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

### 4 社会福祉施設等における防災対策

#### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料及び医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

#### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、町との連携のもと、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりに努める。

#### (3) 施設の防災計画の作成

社会福祉施設管理者は、災害時における業務の内容、動員計画、施設職員の役割分担、県への報告等を盛り込んだ避難確保計画を作成する。

#### (4) 防災学習・防災訓練の充実

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

### 5 外国人への対応

健康福祉課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者と位置づけ、避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに、通訳派遣等に関してボランティア団体との連携等を行う。

総務課は、避難場所標識の多言語化による広報の充実を図るとともに、外国人に対する防災訓練・防災教育の実施に努める。

## 第14節 帰宅困難者・滞留者対策

町は、突発的な大規模地震が発生した際の町域内の帰宅困難者・滞留者に対応するため、地域の安全確保、事業者・学校等への一時待機用食料等の備蓄の啓発等の対策を実施する。

県は、複数市町村にまたがる事項や広域に及ぶ対策を実施し、企業等の民間事業者や住民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

なお、台風等による風水害の場合は、気象予報等により災害の危険性をあらかじめ予測でき、事業所等においても早期帰宅や休業等の対策が予想されるが、長時間にわたって交通が途絶した場合等には、帰宅困難者・滞留者の発生は避けられないことから、地震発生時に準じた体制整備を図る。

項目	担当
1 一斉帰宅の抑制	総務課、企画財政課、経済環境課、学校教育課、こども課、事業者等
2 帰宅困難者の安全確保	総務課、住民協働課、事業者等
3 帰宅支援対策	総務課、健康福祉課

### 1 一斉帰宅の抑制

#### (1) 基本原則の周知・徹底

総務課は、地震発生直後の一斉帰宅行動の抑制のため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を、リーフレットやホームページ等で普及啓発する。

また、経済環境課、こども課及び学校教育課は、企業、大規模集客施設、保育園及び学校等に対し、来場者、従業員、園児、教職員及び児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

#### (2) 安否確認手段の普及・啓発

総務課は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web177)、SNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### (3) 情報連絡体制

企画財政課は、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。



## 2 帰宅困難者の安全確保

### (1) 一時滞在施設の確保と周知

総務課は、町の公共施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、その周知を図る。

住民協働課は、帰宅困難者の発生時は、一時滞在施設の開設、受け入れを行う。

民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定することを検討する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

### (2) 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請

経済環境課及び企画財政課は、大規模集客施設や駅等における利用者の保護のため、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害発生時の適切な待機や誘導及び平常時の訓練を行うよう要請する。

## 3 帰宅支援対策

### (1) 災害時帰宅支援ステーションの周知

総務課は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報や各公共施設等へのチラシの配布等を実施する。

### (2) 搬送手段の確保

総務課及び健康福祉課は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関とともに臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、災害時の搬送手段を確保するよう努める。

## 第 15 節 大規模事故災害対策

本節は、町域において発生が懸念される大規模事故の予防対策について定める。

対象とする事故災害は、大規模火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故及び放射性物質事故とする。

項目	担当
1 大規模火災対策	総務課、消防組合
2 危険物等災害対策	総務課、消防組合、施設管理者
3 航空機事故災害対策	総務課、消防組合
4 鉄道事故災害対策	総務課、企画財政課、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
5 道路事故災害対策	総務課、まちづくり課、道路管理者
6 放射性物質事故災害対策	経済環境課、総務課、消防組合

### 1 大規模火災対策

大規模火災に関する予防対策は、「本章第 6 節 1 地震火災の予防」及び「本章第 6 節 2 防災まちづくり」を準用する。

### 2 危険物等災害対策

#### (1) 予防査察

消防組合は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転等危険物の規制を実施する。

#### (2) 事業所防災対策の強化

消防組合は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の選任並びに防災組織の確立、消防用設備等の設置及び防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。  
また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

#### (3) 消防体制の強化

消防組合は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

### 3 航空機事故災害対策

総務課及び消防組合は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

### 4 鉄道事故災害対策

総務課、企画財政課、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

### 5 道路事故災害対策

#### (1) 危険箇所の把握・改修

まちづくり課及び各道路管理者は、道路事故災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

#### (2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面を、携帯する。

### 6 放射性物質事故災害対策

#### (1) 放射性物質取扱施設の把握

消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

#### (2) 応急活動体制の整備

総務課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

総務課は、県と連携し、国、警察、消防機関及び放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

### (3) 放射線モニタリング体制の整備

経済環境課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

### (4) 退避誘導體制の整備

総務課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て、退避誘導體制の整備に努める。

# 酒々井町地域防災計画

## 共 通 編

### 第3章 災害復旧・復興計画

# 第3章 災害復旧・復興計画

## 第1節 生活安定のための緊急措置

災害によって多数の住民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされることとなる。

町は、被災者の一日も早い生活と暮らしの再建を目的として、速やかに措置を講じて、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

項目	担当
1 被災者台帳の活用	調査住民班（税務住民課）
2 被災者の生活確保	総務班（総務課及び会計室）、調査住民班（税務住民課）、健康福祉班（健康福祉課）、こども班（こども課）、酒々井町社会福祉協議会、成田公共職業安定所、日本郵便株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社
3 地域経済への支援	経済環境班（経済環境課及び農業委員会事務局）

### 1 被災者台帳等の活用

#### (1) 被災者台帳の作成

調査住民班は、被災者への支援を総合的、かつ、効率的に行うために、個々の被災者の被害状況、支援の実施状況及び支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、各部各班で共有する。

#### (2) 被災者台帳の活用

調査住民班は、次の事項に留意して被災者台帳を活用する。また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

- 個人情報の利用に関し、本人の同意があること。
- 被災者に対する援護の実施のため、必要な範囲で個人情報を庁内で利用すること。
- 他の自治体等に台帳情報を提供する場合は、提供される自治体が、被災者への援護に必要な範囲で提供すること。

#### (3) 安否情報の把握・提供

調査住民班は、被災者の安否について、消防組合、警察に対して把握している情報の

提供を求めるとともに、避難者名簿及び安否不明者名簿を活用し、被災者台帳に取りまとめる等、その把握に努める。

被災者の安否情報について家族及び親族並びに関係自治体、警察等から照会があったときは、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮し、必要な範囲で当該情報を利用し、情報を提供する。

#### (4) 安否不明者の氏名情報の公表

調査住民班は、台帳情報のうち、安否不明者の氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況（以下「氏名情報等」という。）等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、または、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行える場合は、原則氏名情報等を公表するものとする。その際、安否不明者や家族等に特別な配慮（住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号自治省行政局長等通知）における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者）が必要な対象者か確認を行うものとする。また、公表に当たっては、県と連携を図るものとする。

#### (5) 罹災証明書・被災証明書との連携

調査住民班は、住家被害などの罹災証明書や被災証明書の情報を被災者台帳に反映し、各部各班の被災者支援に活用できるように整備する。

## 2 被災者の生活確保

### (1) 災害弔慰金等の支給等

#### ア 災害弔慰金の支給

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

#### イ 災害障害見舞金の支給

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して、災害障害見舞金を支給する。

#### ウ 災害援護資金の貸付け

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

#### エ 生活福祉資金の貸付け

酒々井町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業制度要綱（厚生労働省）に基づき、

災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

#### オ 酒々井町災害見舞金等

総務班は、酒々井町災害見舞金等支給規則（平成 26 年 3 月 11 日酒々井町規則第 2 号）に基づき、災害により被害を受けた町民に対し、災害見舞金等を支給する。

### (2) 税等の減免等

調査住民班及び子ども班は、条例等の規定に基づき、被災した町税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、税等の災害救済措置を講ずる。

#### ア 町税の減免等

調査住民班は、災害が発生した場合において、地方税法及び町条例に基づき、町税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

#### イ 保育料の減免等

子ども班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

### (3) 職業のあっせん

成田公共職業安定所は、被災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

被災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</li><li>○ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</li><li>○ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用</li><li>○ 雇用保険の失業給付に関する特例措置</li></ul> |
|---|

### (4) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。



- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li><li>○ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li><li>○ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li><li>○ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除</li></ul> |
|--|

## (5) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

## (6) 住宅の建設等

### ア 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

### イ 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年2月26日法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

### ウ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

## (7) 義援金品の受け付け・配分

### ア 義援金品の受け付けと保管

総務班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、町に送付された義援金を保管する。

また、健康福祉班は、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受け付ける。

### イ 義援金品の配分

健康福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数及び被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

義援品は、救援物資と同様にあつかう。

## (8) 被災者生活再建支援金の支給

総務班は、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）及び酒々井町被災者生活再建支援金支給実施要綱に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

### ア 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震などの自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災者生活再建支援法の対象<ul style="list-style-type: none"><li>① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村</li><li>② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村</li><li>③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県</li><li>④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る。）</li><li>⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る。）</li><li>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る。）</li><li>⑦ 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る。）</li></ul></li><li>○ 酒々井町被災者生活再建支援金支給の対象<br/>被災者生活再建支援法の対象とならない以下のいずれかに該当する場合<ul style="list-style-type: none"><li>① 千葉県内で全壊被害が10世帯以上（連たん地域で全壊10世帯以上の場合も含む。）</li><li>② 1市町村で全壊被害が5世帯以上</li></ul></li></ul> |
|---|

※人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

### イ 対象世帯

自然災害により被害を受けた以下の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住宅が「全壊」した世帯</li><li>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</li><li>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</li><li>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</li><li>⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</li></ul> |
|---|

### ウ 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、

世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金計 (住宅の再建方法)		合 計
① 全 壊 (損害割合 50%以上) ② 解体 ③ 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補 修	100 万円	200 万円
		賃 借	50 万円	150 万円
④ 大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補 修	100 万円	150 万円
		賃 借	50 万円	100 万円
⑤ 中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補 修	50 万円	50 万円
		賃 借	25 万円	25 万円

### 3 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

#### (1) 中小企業者への融資資金

経済環境班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

#### (2) 農林者への融資資金

経済環境班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

## 第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担当
1 災害復旧事業	企画財政班（企画財政課）、各班（各課）
2 国の財政援助等	企画財政班（企画財政課）、各班（各課）

### 1 災害復旧事業

町は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

町が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

### 2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

#### (1) 法律により一部負担又は補助するもの。

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次ページのとおりである。

## ■復旧事業の概要

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法 等	土砂災害防止対策

## (2) 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、激甚災害指定基準（昭和 37 年中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

## 第3節 災害復興計画

項目	担当
災害復興計画	企画財政課

町域が大きな被害をうけた場合、再び災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、町は、町民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、住民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。考え方は、次のとおりである。

### (1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

### (2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。